

3-2 自然的状況

3-2-1 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況

1. 気象

対象事業実施区域に最も近い気象観測所は、熊谷地域気象観測所である。

熊谷地域気象観測所における過去 10 年間の気象の状況を表 3-2-1-1 に、令和 3 年の気象の状況を表 3-2-1-2 及び図 3-2-1-1～図 3-2-1-2 に示す。

平成 24 年～令和 3 年の平均気温は 15.8℃、最高気温は 38.6℃、最低気温は-5.2℃、平均風速は 2.5m/s、最多風向は西北西、平均降水量は 1,272.0 mmである。

また、令和 3 年の気象をみると、平均気温は 16.0℃、最高気温は 37.2℃、最低気温は-6.4℃、平均風速は 2.5m/s、最多風向は西北西、年間降水量は 1,272.0 mmである。

表 3-2-1-1 気象の状況（熊谷地域気象観測所）

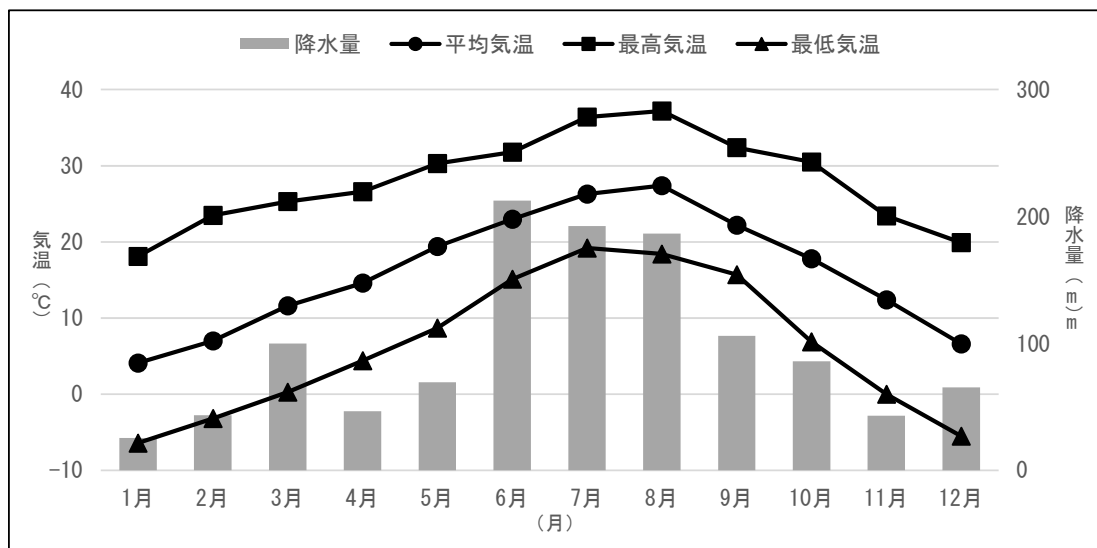
年	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成 24 年	15.1	37.8	-5.6	2.7	北西	1,079.0
平成 25 年	15.6	39.3	-4.8	2.7	北西	1,251.0
平成 26 年	15.3	38.8	-4.7	2.6	北西	1,387.5
平成 27 年	16.0	38.6	-4.6	2.5	西北西	1,335.0
平成 28 年	15.9	37.3	-5.7	2.4	西北西	1,301.0
平成 29 年	15.4	37.8	-5.3	2.6	西北西	1,308.5
平成 30 年	16.4	41.1	-5.3	2.4	西北西	1,056.0
令和元年	16.1	38.4	-4.3	2.6	北西	1,460.5
令和 2 年	16.2	39.6	-5.2	2.4	西北西	1,364.0
令和 3 年	16.0	37.2	-6.4	2.5	西北西	1,177.0
平均	15.8	38.6	-5.2	2.5	西北西	1,272.0
最大	16.4	41.1	-4.3	2.7	—	1,460.5
最小	15.1	37.2	-6.4	2.4	—	1,056.0

（資料：気象庁ホームページ）

表 3-2-1-2 気象の状況（熊谷地域気象観測所：令和 3 年）

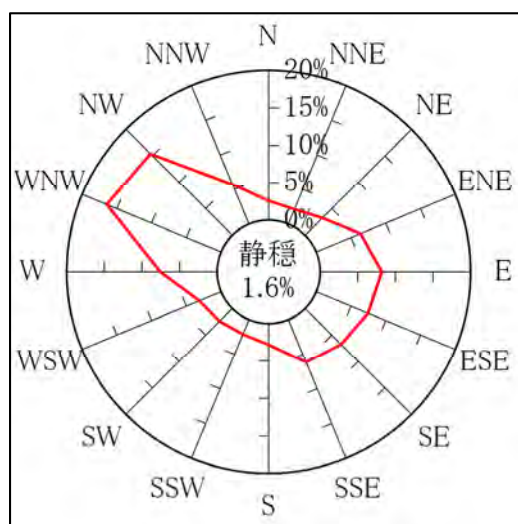
月	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	最大風速		降水量 (mm)
	平均	最高	最低			風速 (m/s)	風向	
1 月	4.1	18.1	-6.4	2.5	西北西	22.7	西北西	25.5
2 月	7.0	23.5	-3.2	3.5	北西	21.7	西北西	43.5
3 月	11.6	25.3	0.3	3.1	西北西	21.4	西北西	100.0
4 月	14.6	26.6	4.4	2.9	西北西	18.5	北西	46.5
5 月	19.4	30.3	8.7	2.2	北西	18.6	北西	69.5
6 月	23.0	31.8	15.1	2.3	南東	11.5	南東	212.5
7 月	26.3	36.4	19.2	2.0	東南東	14.9	北	192.5
8 月	27.4	37.2	18.4	2.2	東	18.0	南東	186.5
9 月	22.2	32.4	15.7	1.8	東北東	10.7	東	106.0
10 月	17.8	30.5	6.9	2.2	西北西	18.2	北西	86.0
11 月	12.4	23.4	0	2.1	西北西	18.1	北北西	43.0
12 月	6.6	19.9	-5.5	2.8	西北西	24.1	北西	65.5
年間	16.0	28.0	6.1	2.5	西北西	18.2	北西	1,177

（資料：気象庁ホームページ）



（資料：気象庁ホームページ）

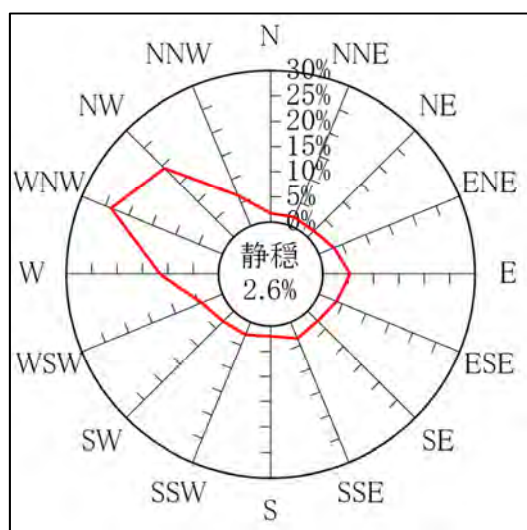
図 3-2-1-1 気温及び降水量の状況（熊谷地域気象観測所：令和 2 年）



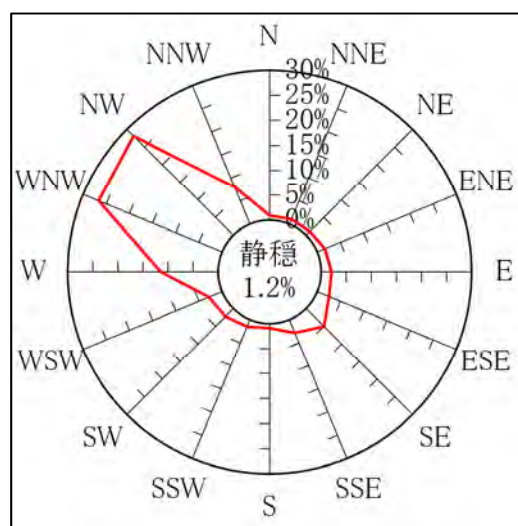
(資料：気象庁ホームページ)

静穏は静穏 (0.3m/s 未満) の割合を示す。

図 3-2-1-2(1) 風配図 (熊谷地域気象観測所：令和 3 年 年間)



1 月

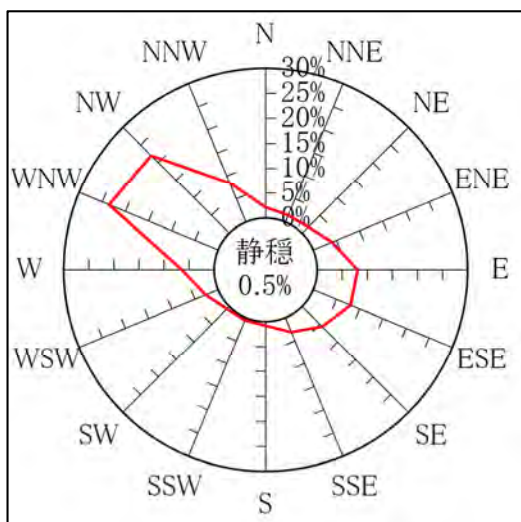


2 月

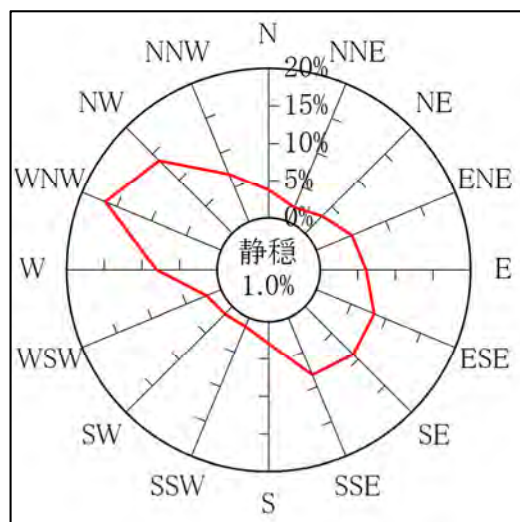
(資料：気象庁ホームページ)

静穏は静穏 (0.3m/s 未満) の割合を示す。

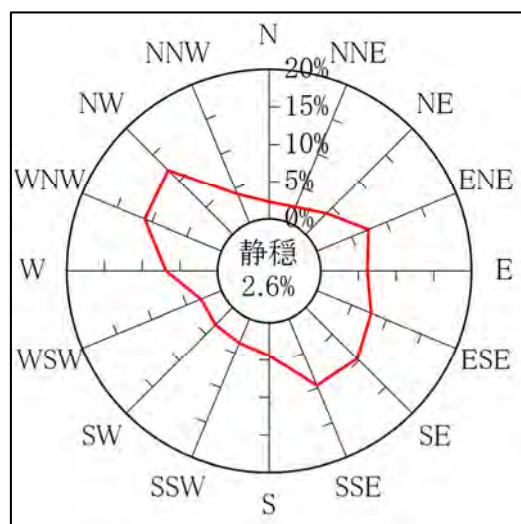
図 3-2-1-2(2) 各月風配図 (熊谷地域気象観測所：令和 3 年各月)



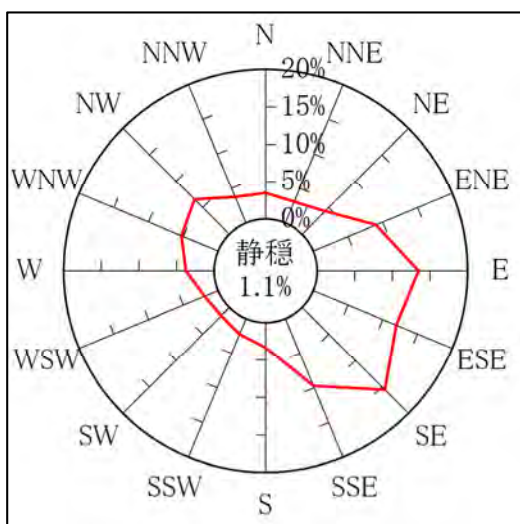
3 月



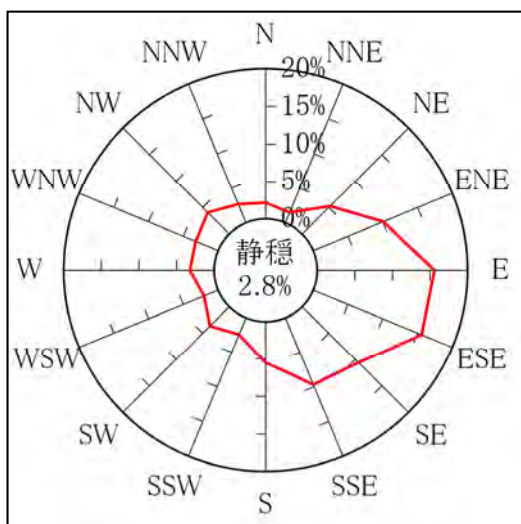
4 月



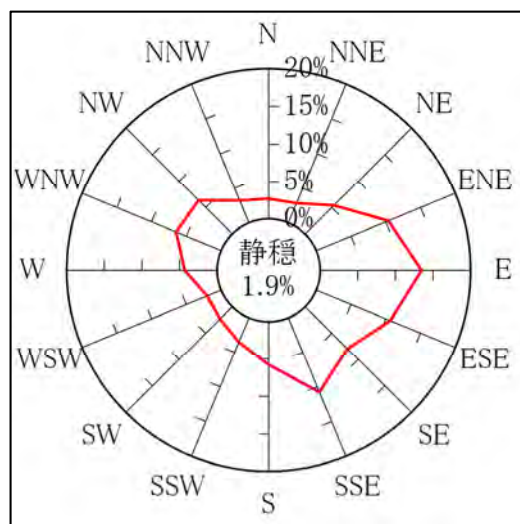
5 月



6 月



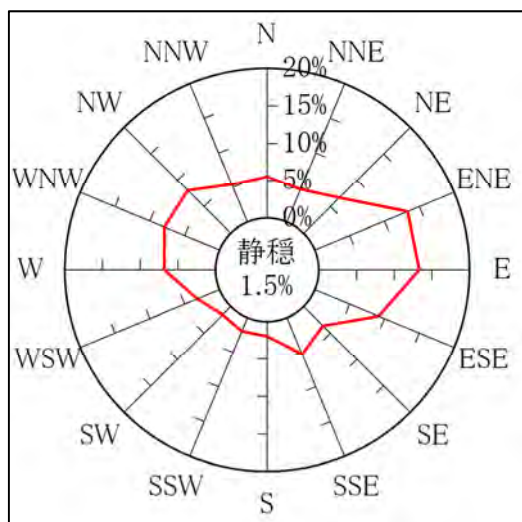
7 月



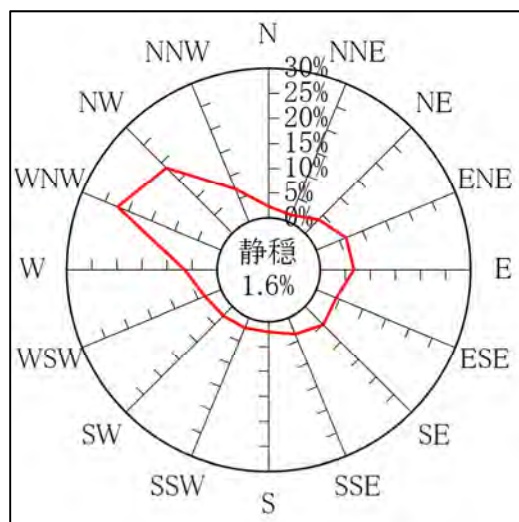
8 月

(資料：気象庁ホームページ)
静穏は静穏 (0.3m/s 未満) の割合を示す。

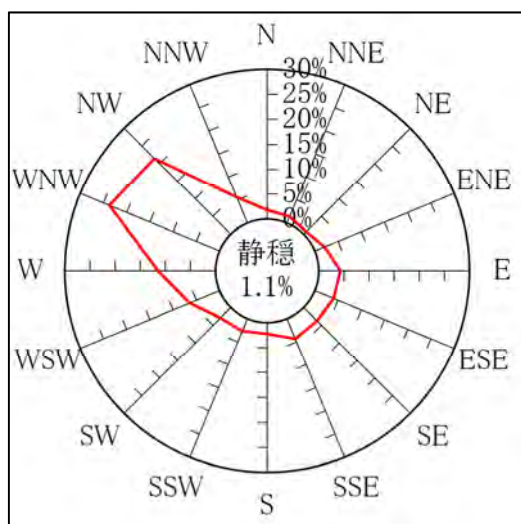
図 3-2-1-2(3) 各月風配図 (熊谷地域気象観測所：令和 3 年各月)



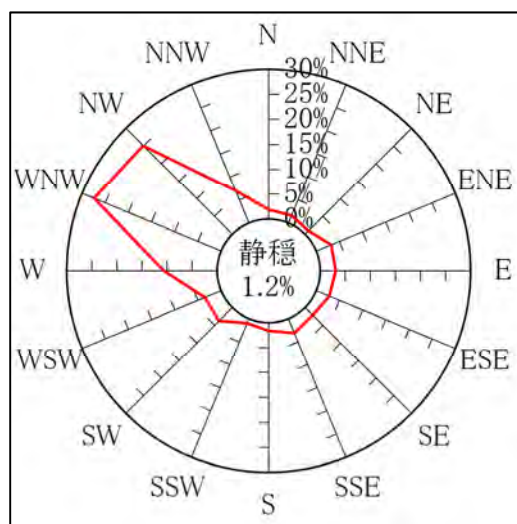
9 月



10 月



11 月



12 月

(資料：気象庁ホームページ)
静穏は静穏 (0.3m/s 未満) の割合を示す。

図 3-2-1-2(4) 各月風配図 (熊谷地域気象観測所：令和 3 年各月)

2. 大気質

対象事業実施区域周辺には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が1測定局（深谷）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が1測定局（深谷原郷自排）ある。

なお、一般局の深谷では二酸化硫黄の測定がないことから、熊谷一般局のデータも参考に示す。

各測定局の測定項目を表 3-2-1-3 に、測定局の位置を図 3-2-1-3 に示す。

表 3-2-1-3 測定項目

区分	測定局	測定項目							
		二酸化硫黄 (SO ₂)	窒素酸化物 (NO _x)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O ₃)	一酸化炭素 (CO)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	非メタン炭化水素 (NMHC)	ダイオキシン類 (DXN)
一般局	深谷		○	○	○		○		○
	熊谷	○	○	○	○	○	○		
自排局	深谷原郷自排		○	○			○	○	

（資料：大気汚染常時監視測定結果報告書、大気環境調査結果）

測定局の場所は以下のとおりである。

深谷：桜ヶ丘小学校

熊谷：熊谷市役所

深谷原郷自排：深谷商業高等学校

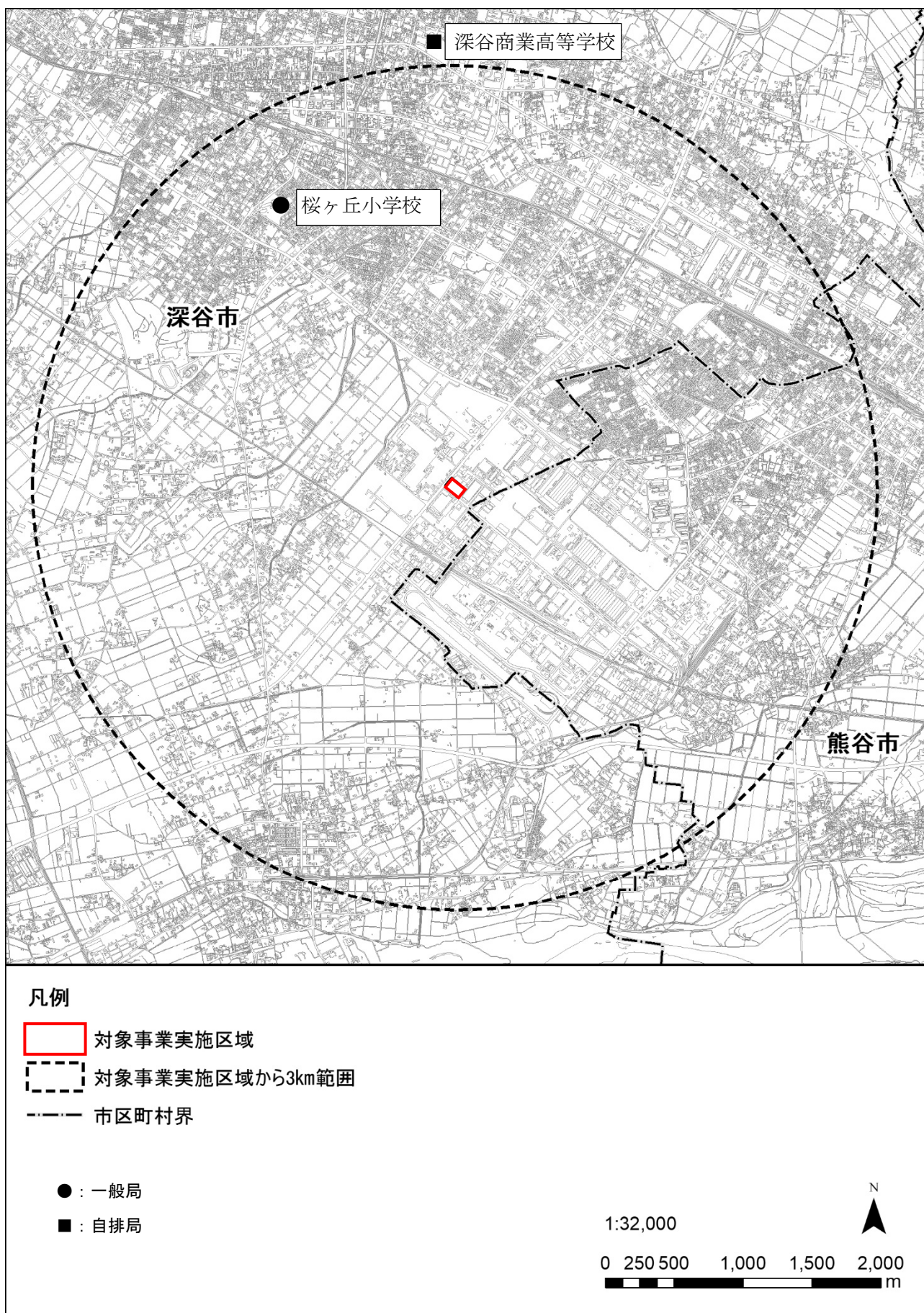


図 3-2-1-3 大気汚染常時監視局位置図

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の令和元年度における測定結果は、表 3-2-1-4 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における二酸化硫黄の経年変化は、図 3-2-1-4 に示すとおりである。1 日平均値の 2%除外値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-4 二酸化硫黄の測定結果（令和元年度）

区分	測定局	1 年 平均値 (ppm)	1 日平均 値の 2% 除外値 (ppm)	1 日平均値 が 0.04ppm を超えた日 が 2 日以上 連続したこと の有無	1 日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1 時間値 の最大値 (ppm)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	熊谷	0.001 未満	0.001	無	0	0.005	○	○

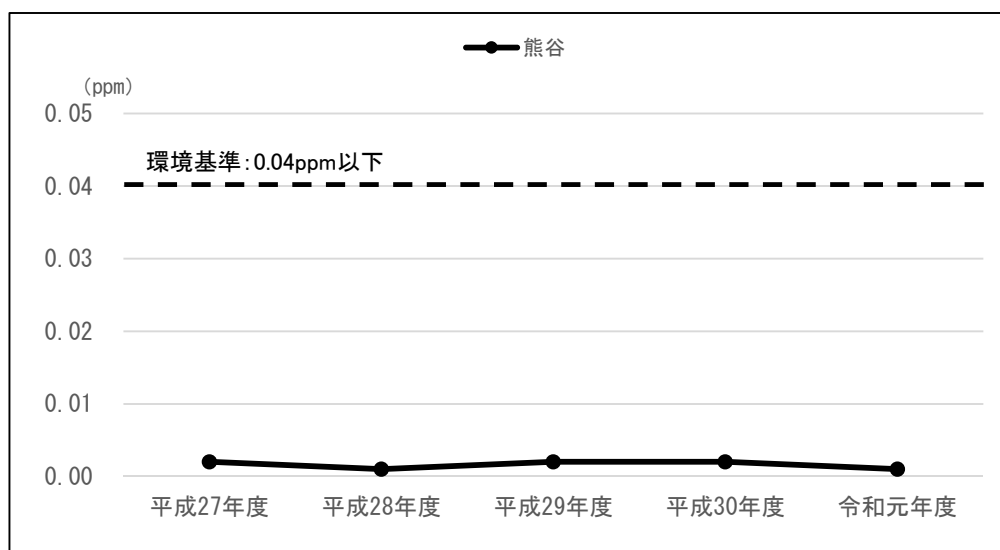
（資料：令和元年度 大気汚染常時監視測定結果報告書）

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。



（資料：大気汚染常時監視測定結果報告書）

図 3-2-1-4 二酸化硫黄の経年変化（2%除外値）

2) 二酸化窒素

二酸化窒素の令和元年度における測定結果は、表 3-2-1-5 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における二酸化窒素の経年変化は、図 3-2-1-5 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の年間 98% 値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-5 二酸化窒素の測定結果（令和元年度）

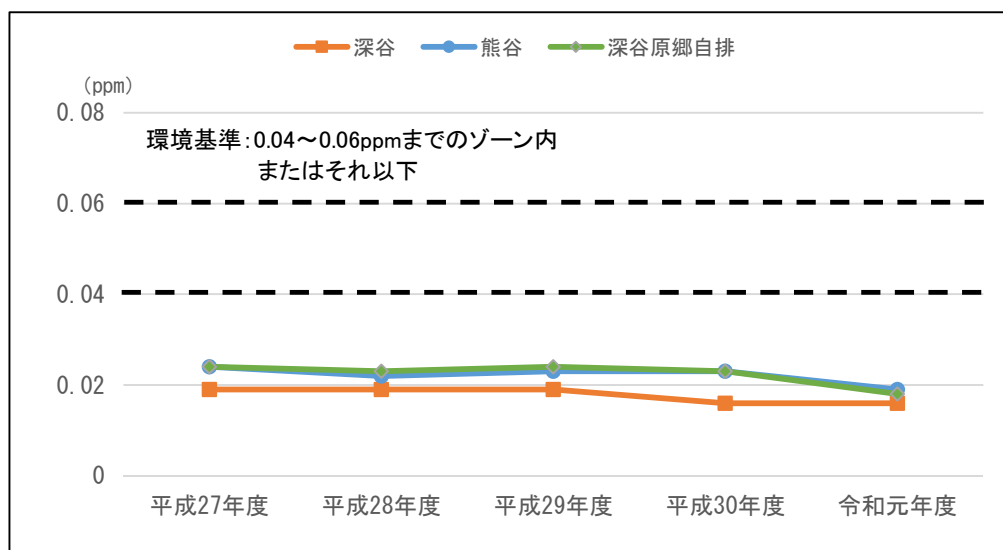
区分	測定局	1 年平均値 (ppm)	1 日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準
一般局	深谷	0.008	0.016	○
	熊谷	0.008	0.019	○
自排局	深谷原郷自排	0.009	0.018	○

（資料：令和元年度 大気汚染常時監視測定結果報告書）

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

評価：「1 時間値の 1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。



（資料：大気汚染常時監視測定結果報告書）

図 3-2-1-5 二酸化窒素の経年変化（年間 98% 値）

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の令和元年度における測定結果は、表 3-2-1-6 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における浮遊粒子状物質の経年変化は、図 3-2-1-6 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の 2% 除外値はやや減少傾向で推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-6 浮遊粒子状物質の測定結果（令和元年度）

区分	測定局	1 年 平均値 (mg/m^3)	1 日平均 値の 2% 除外値 (mg/m^3)	1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日 が 2 日以上 連続したこと の有無	1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 日数 (日)	1 時間値 の最大値 (mg/m^3)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	深谷	0.011	0.033	無	0	0.095	○	○
	熊谷	0.016	0.036	無	0	0.115	○	○
自排局	深谷原郷自排	0.014	0.033	無	0	0.066	○	○

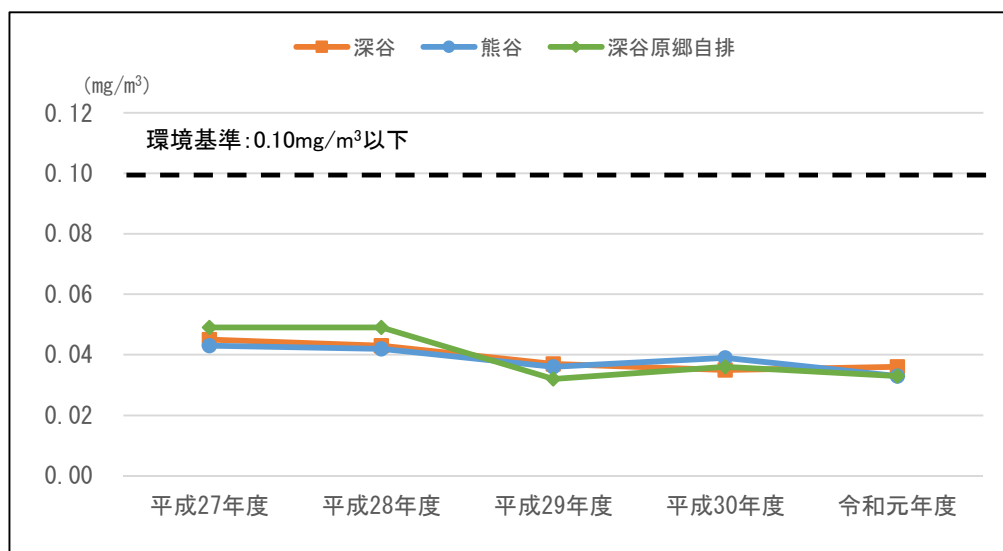
(資料：令和元年度 大気汚染常時監視測定結果報告書)

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2% 除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。



(資料：大気汚染常時監視測定結果報告書)

図 3-2-1-6 浮遊粒子状物質の経年変化 (2%除外値)

4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの令和元年度における測定結果は、表 3-2-1-7 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成していない。

平成 27 年度から令和元年度における光化学オキシダントの経年変化は、図 3-2-1-7 に示すとおりである。昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数は、深谷測定局では平成 29 年度より減少に転じており、熊谷局では平成 30 年度より減少に転じている。

表 3-2-1-7 光化学オキシダントの測定結果（令和元年度）

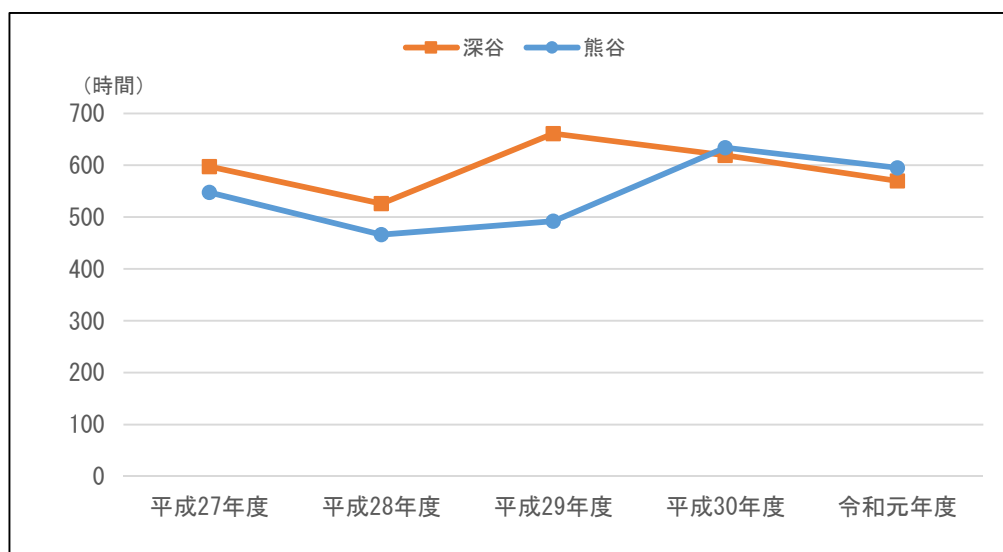
区分	測定局	昼間の 1 時間値 の 1 年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を 超えた時間数 (時間)	昼間の 1 時間値 が 0.12ppm を 超えた時間数 (時間)	環境基準
一般局	深谷	0.037	570	1	×
	熊谷	0.036	595	4	×

(資料：令和元年度 大気汚染常時監視測定結果報告書)

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

評価：「昼間（5 時～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。



(資料：大気汚染常時監視測定結果報告書)

図 3-2-1-7 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数）

5) 一酸化炭素

一酸化炭素の令和元年度における測定結果は、表 3-2-1-8 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における一酸化炭素の経年変化は、図 3-2-1-8 に示すとおりである。1 日平均値の 2%除外値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-8 一酸化炭素の測定結果（令和元年度）

区分	測定局	1 年 平均値 (ppm)	1 日平均 値の 2% 除外値 (ppm)	1 日平均値 が 10ppm を 超えた日が 2 日以上連 続したこと の有無	8 時間平均値 が 20ppm を 超えた回数 (回)	1 時間値の 日平均値が 10ppm を 超えた日 数 (日)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	熊谷	0.2	0.4	無	0	0	○	○

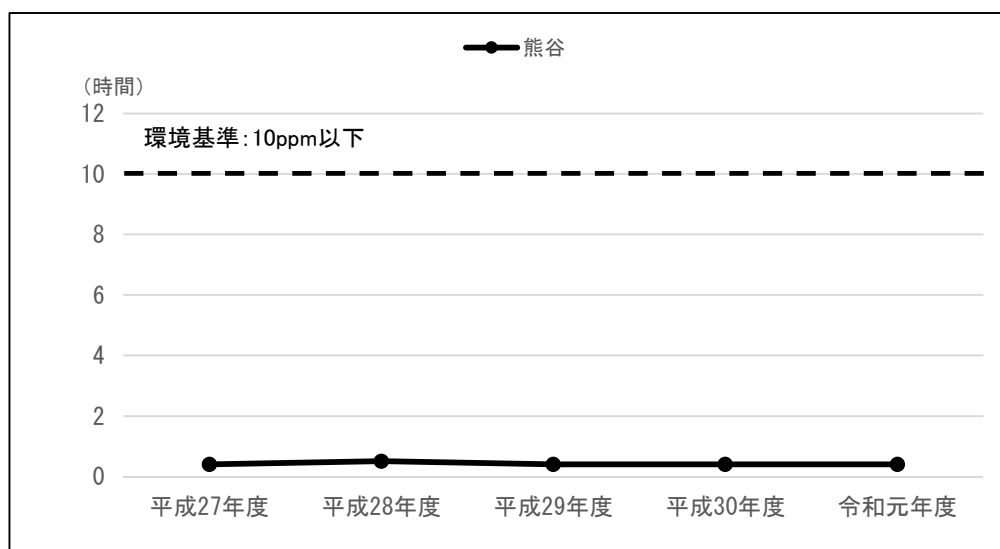
（資料：令和元年度 大気汚染常時監視測定結果報告書）

環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、午前 0 時～午前 8 時、午前 8 時～午後 4 時、午後 4 時～午後 12 時の各時間帯 8 時間平均値が 20ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、各時間帯の 8 時間のうち有効測定時間が 6 時間以上ある場合のみ評価対象とする。



（資料：大気汚染常時監視測定結果報告書）

図 3-2-1-8 一酸化炭素の経年変化（2%除外値）

6) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の令和元年度における測定結果は、表 3-2-1-9 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における微小粒子状物質の経年変化は、図 3-2-1-9 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の年間 98% 値は減少傾向である。

表 3-2-1-9 微小粒子状物質の測定結果（令和元年度）

区分	測定局	1 年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 日平均値の 年間 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準	
				長期基準	短期基準
一般局	深谷	10.2	25.4	○	○
	熊谷	10.1	24.1	○	○
自排局	深谷原郷自排	11.0	24.0	○	○

(資料：令和元年度 大気汚染常時監視測定結果報告書)

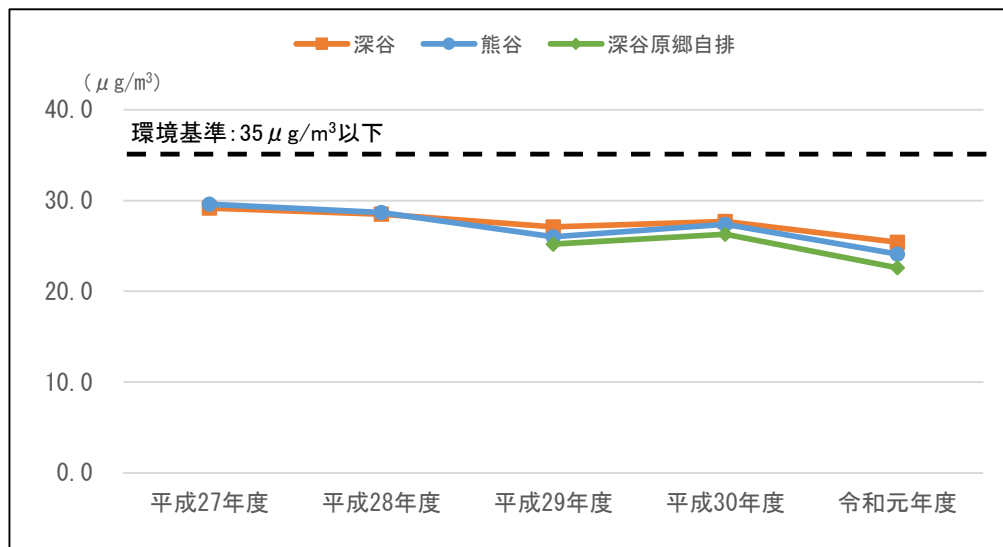
環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：「1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」を達成した場合には「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1 日のうち有効測定時間が 20 時間以上ある日が 250 日以上ある場合のみを評価対象とする。

短期基準：「1 時間の 1 日平均値の 98% 値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

環境基準の欄に「—」表示がある場合は、有効測定局ではなく環境基準の評価を行っていないことを示す。



(資料：大気汚染常時監視測定結果報告書)

図 3-2-1-9 微小粒子状物質の経年変化 (年間 98% 値)

7) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素の令和元年度における測定結果は、表 3-2-1-10 に示すとおりであり、指針値を上回っている。

平成 27 年度から令和元年度における非メタン炭化水素の 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数の経年変化は、図 3-2-1-10 に示すとおりであり、年度によってばらつきがある。

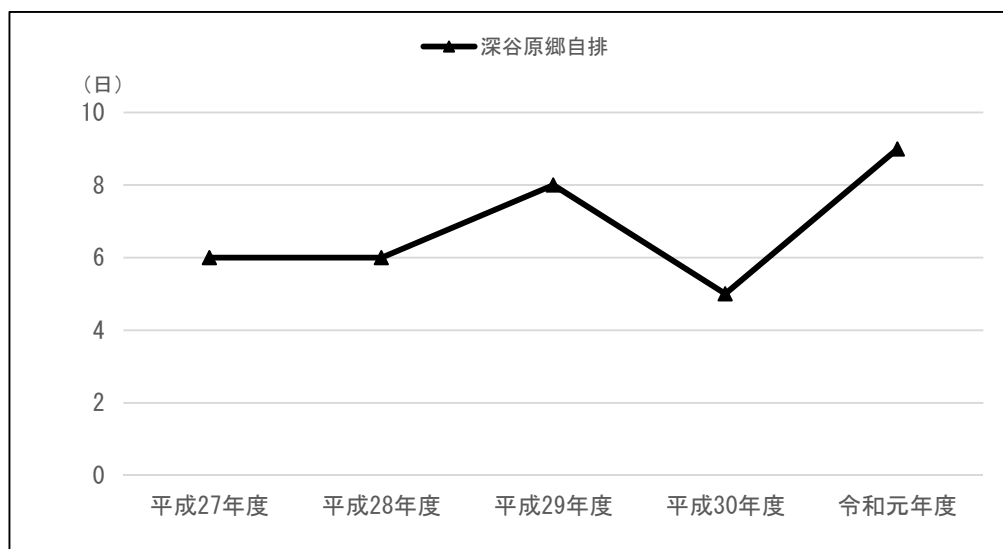
表 3-2-1-10 非メタン炭化水素の測定結果（令和元年度）

区分	測定局	6 時～9 時の測定日数 (日)	6 時～9 時の 1 年平均値 (ppmC)	6 時～9 時の 3 時間平均値 (ppmC)		6 時～9 時の平均 値が 0.31ppmC を 超えた日数 (日)	指針値
				最高値	最低値		
自排局	深谷原郷自排	358	0.12	0.91	0.00	9	×

(資料：令和元年度 大気汚染常時監視測定結果報告書)

指針値は、以下のとおりである。

「午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。



(資料：大気汚染常時監視測定結果報告書)

図 3-2-1-10 非メタン炭化水素の経年変化 (6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数)

8) ダイオキシン類

ダイオキシン類の令和 2 年度における測定結果は、表 3-2-1-11 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 28 年度から令和 2 年度におけるダイオキシン類の経年変化は、図 3-2-1-11 に示すとおりである。各年とも、平均値は横ばいで推移しており、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-1-11 ダイオキシン類の測定結果（令和 2 年度）

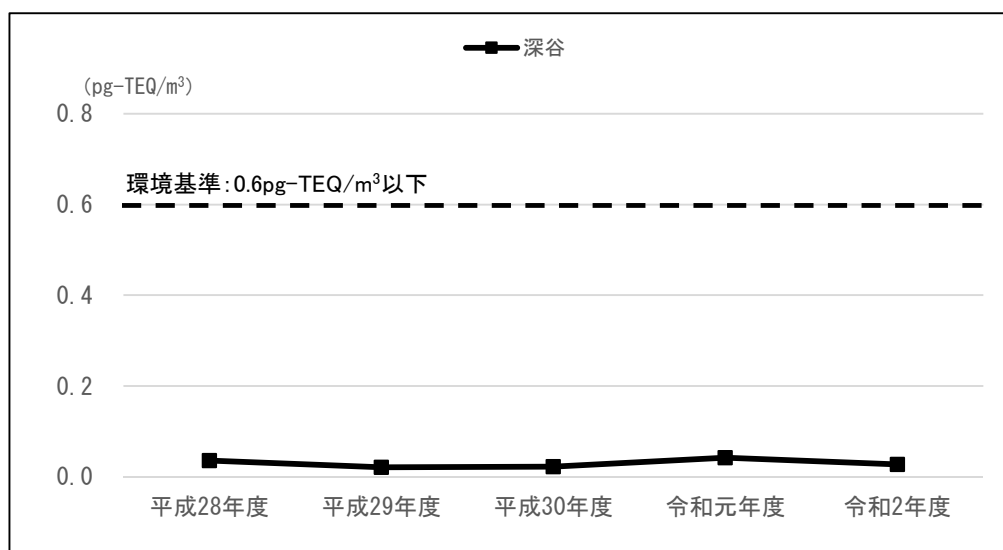
地域分類	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)					環境基準
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	平均値	
一般	深谷局	0.022	0.017	0.011	0.057	0.027	○

(資料：令和 2 年度 ダイオキシン類大気常時監視結果)

環境基準は、以下のとおりである。

環境基準：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

ダイオキシン類濃度は、最も毒性が強い「2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン (2, 3, 7, 8-TCDD)」の毒性を単位として換算した値。



(資料：ダイオキシン類大気常時監視結果)

図 3-2-1-11 ダイオキシン類の経年変化（年間平均値）

3. 騒音・振動・低周波音

1) 環境騒音・振動

調査範囲及びその周辺において、環境騒音・振動の調査は行われていない。

2) 自動車交通騒音・道路交通振動

調査範囲及びその周辺における平成 30 年度の自動車交通騒音の環境基準適合状況を表 3-2-1-12 に示し、自動車交通騒音の調査路線を図 3-2-1-12 に示す。

自動車交通騒音はすべて地点で環境基準を達成している。

なお、調査範囲及びその周辺において、道路交通振動の調査は行われていない。

表 3-2-1-12 自動車交通騒音の環境基準適合状況（点的評価）

No.	路線名	調査地点	環境基準 類型	車線 数	幹線道路の 近接空間	等価騒音レベル (dB)				環境基準 適合状況
						昼間	環境基準 達成	夜間	環境基準 達成	
1	県道深谷東松山線	深谷市原郷	C	2	○	63	○	58	○	○
2	県道美土里町新堀線	熊谷市新堀新田	C	2	○	68	○	65	○	○
3	県道深谷東松山線	熊谷市三ヶ尻 2868-1	B	2	○	64	○	60	○	○

（資料：平成 30 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査（埼玉県ホームページ））

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準：昼間 70dB、夜間 65dB

幹線道路の近接空間の欄の○は、測定地点が当該空間に含まれることを示す。

3) 低周波音

調査範囲及びその周辺において、低周波音の調査は行われていない。

4. 悪臭

調査範囲及びその周辺において、悪臭の調査は行われていない。

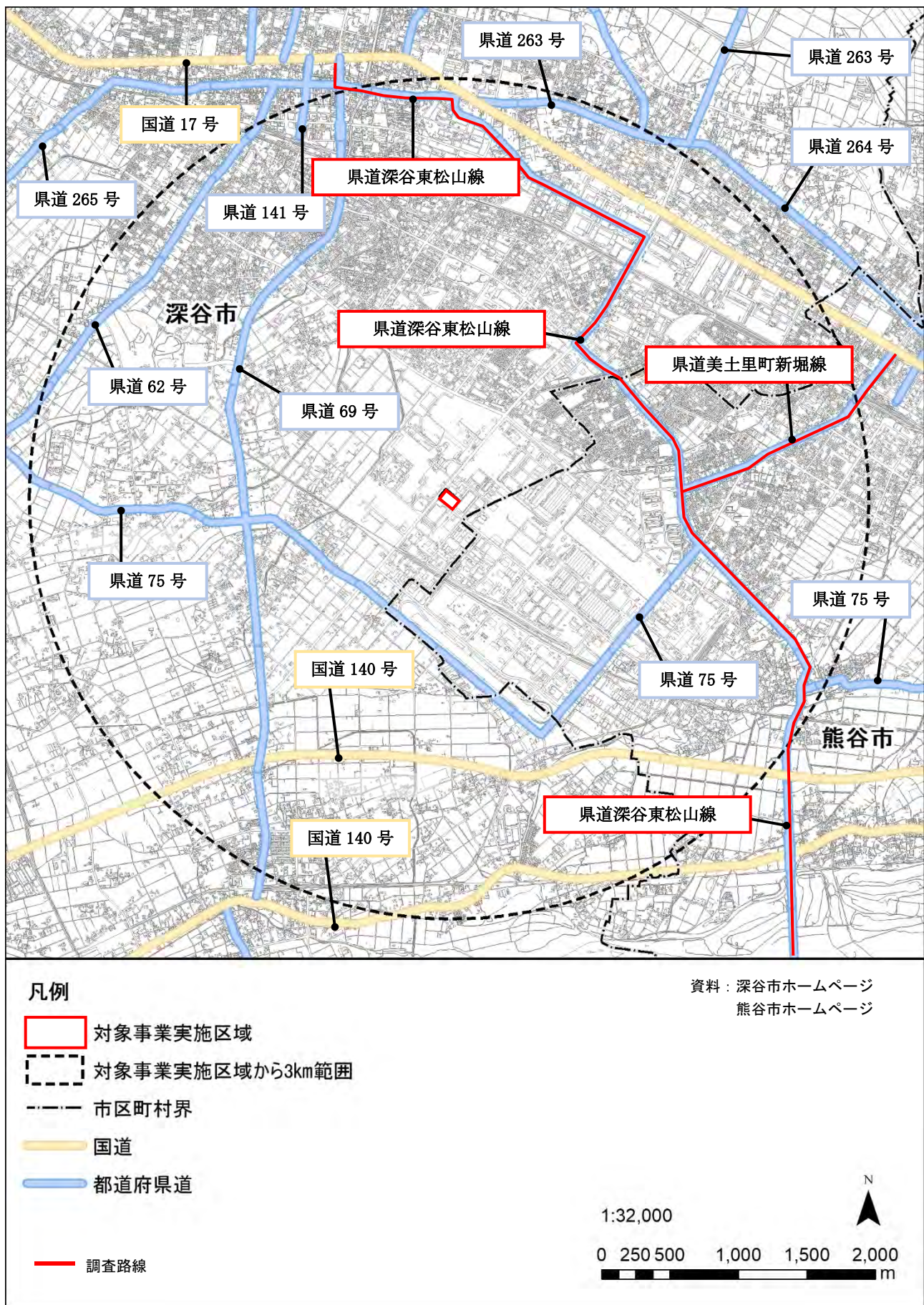


図 3-2-1-12 自動車交通騒音調査路線図

3-2-2 水象、水質、底質その他の水に係る環境の状況

1. 水象

調査範囲及びその周辺の河川等の状況は、図 3-2-2-1 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、一級河川の荒川、唐沢川、福川が流れている。

対象事業実施区域の西側を流れる唐沢川は、河川延長が約 3.5km で、源流は深谷市内にあり、深谷市成塚で小山川へ合流する。

2. 水質

1) 河川

調査範囲及びその周辺の水質測定地点の概要は表 3-2-2-1 に、水質測定地点は図 3-2-2-2 に示すとおりであり、上唐沢川（2 地点）、下唐沢川（1 地点）、前川（1 地点）、櫛挽排水路（1 地点）、荒川（1 地点）で測定が行われている。

平成 26 年度から平成 30 年度における測定結果を表 3-2-2-2(1) ～表 3-2-2-2(3) に示す。

環境基準が適用される下唐沢川の永徳屋橋では、平成 27 年度から平成 30 年度の pH と、平成 26 年度の BOD が環境基準を達成していない。

前川、櫛引排水路は平成 30 年度から調査が実施されていること、荒川は平成 30 年度のデータのみ公表されていることから、各地点の平成 30 年度調査結果を表 3-2-2-3 に示す。

環境基準が適用される荒川の押切橋上流では、BOD と大腸菌群数が環境基準を達成していない。

表 3-2-2-1 水質測定地点の概要

河川名	測定地点	所在地	測定対象	環境基準類型	
上唐沢川	呑沢橋	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	—	—
	忠度橋	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	—	—
下唐沢川	永徳屋橋	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	B	生物 B
前川	(株)UACJ 下流	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	—	—
櫛挽排水路	パ ーカーアサヒ(株)下流	深谷市	生活環境項目 (大腸菌群数を除く)	—	—
荒川	押切橋上流	熊谷市	生活環境項目 T-N、T-P、Cd、CN、Pb、Cr(VI)	A	生物 B

(資料：深谷市の環境、：熊谷市環境白書)

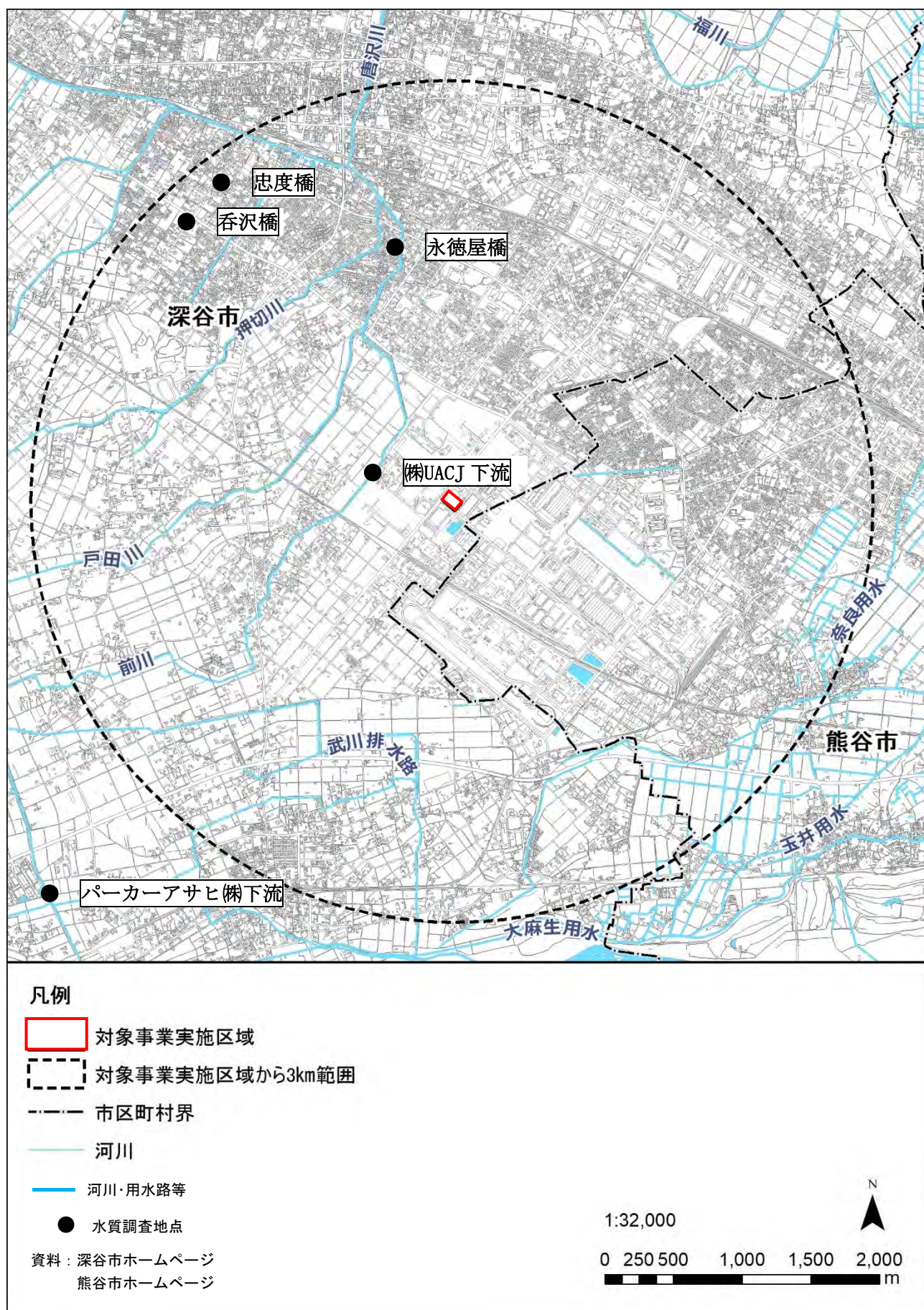


表 3-2-2-2(1) 水質調査結果（上唐沢川：呑沢橋）

項目	測定結果（年平均値）				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水素イオン濃度（pH）	8.2	8.2	8.4	8.2	8.3
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	3.4	16.9	2.8	2.8	2.8
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	4.3	17.9	5.0	4.3	4.8
浮遊物質（SS）（mg/L）	10.1	7.8	7.6	8.2	13.9
溶存酸素量（DO）（mg/L）	9.6	9.1	9.4	9.4	10.6

（資料：深谷市の環境）

表 3-2-2-2(2) 水質調査結果（上唐沢川：忠度橋）

項目	測定結果（年平均値）				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水素イオン濃度（pH）	7.5	7.5	7.3	7.4	7.0
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	9.6	28.7	48.4	25.7	69.9
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	10.1	24.1	19.0	21.8	47.2
浮遊物質（SS）（mg/L）	15.9	15.1	14.9	13.5	29.6
溶存酸素量（DO）（mg/L）	7.6	6.2	4.4	5.0	3.8

（資料：深谷市の環境）

表 3-2-2-2(3) 水質調査結果（下唐沢川：永徳屋橋）

項目	測定結果（年平均値）					環境基準
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
水素イオン濃度（pH）	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	2.1	2.2	1.8	2.4	1.8	3mg/L 以下
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	4.7	4.3	4.5	4.1	4.3	—
浮遊物質（SS）（mg/L）	7.8	5.9	6.1	5.4	12.1	25mg/L 以下
溶存酸素量（DO）（mg/L）	10.5	10.3	10.4	9.7	10.8	5mg/L 以上

（資料：深谷市の環境）

網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

表 3-2-2-3 水質調査結果（令和 2 年度結果）

項目	測定結果（年平均値）			環境基準
	前川 (株)UACJ 下流	櫛挽排水路 パークアサヒ(株)下流	荒川 押切橋上流	
水素イオン濃度（pH）	8.1	8.5	8.2	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 （BOD）（mg/L）	1.5	2.5	0.7	2mg/L 以下
化学的酸素要求量 （COD）（mg/L）	4.6	4.2	—	—
浮遊物質（SS）（mg/L）	13.5	12.8	3	25mg/L 以下
溶存酸素量（DO）（mg/L）	9.6	12.8	9.5	7.5mg/L 以上
大腸菌群数 （MPN/100mL）	—	—	8,375	1,000 MPN/100m 以下
全窒素（T-N）（mg/L）	—	—	2.0	—
全りん（T-P）（mg/L）	—	—	0.063	—
カドミウム（Cd）（mg/L）	—	—	<0.0003	0.003
全シアン（CN）（mg/L）	—	—	不検出	検出されない こと
鉛（Pb）（mg/L）	—	—	<0.001	0.01
六価クロム （Cr（VI））（mg/L）	—	—	<0.005	0.02

（資料：深谷市の環境、熊谷市環境白書）

網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

環境基準は押切橋上流のみ適用される。

押切橋上流は pH～T-P まで年 2～4 回の調査の平均値、Cd～Cr（VI）は年一回の調査の値となる。

2) 地下水

調査範囲及びその周辺の平成 29 年度における地下水の概況調査結果を表 3-2-2-4 に、令和元年度の継続調査結果を表 3-2-2-5 に示す。

調査範囲及びその周辺の概況調査は深谷市折之口で行われており、平成 29 年度の調査では、環境基準を超過した硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、調査を実施していないアルキル水銀以外の項目で環境基準を達成していた。

調査範囲及びその周辺の継続調査も深谷市折之口で行われており、令和元年度の調査では、テトラクロロエチレンが環境基準を達成していない。

表 3-2-2-4 地下水の概況調査結果（平成 29 年度）

（単位：mg/L）

調査地区名	項目	測定結果	環境基準
深谷市 折之口	カドミウム	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	<0.1	検出されないこと。
	鉛	<0.001	0.01 以下
	六価クロム	<0.005	0.05 以下
	砒素	<0.001	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	—	検出されないこと。
	PCB	<0.0005	検出されないこと。
	ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.01	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.014	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.10	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	0.018	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	<0.001	0.01 以下
	セレン	<0.001	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23	10 以下
	ふっ素	<0.02	0.8 以下
	ほう素	0.04	1 以下
	1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下

（資料：平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果）

網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

※「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法規則に定められた検定方法で測定を行い、定量下限値未満のものを指す。

表 3-2-2-5 地下水の継続調査結果（令和元年度）

（単位：mg/L）

調査地区名	項目	測定結果	環境基準
深谷市 折之口	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	<0.0002	0.002 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.01	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.014	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.10	1 以下
	トリクロロエチレン	0.002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	0.018	0.01 以下

（資料：平成元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果）

網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

3) 公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類

調査範囲及びその周辺の公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類調査について、関係市が実施している調査結果を表 3-2-2-6 に示す。

調査結果はすべての地点で環境基準を達成している。

表 3-2-2-6 公共用水域（河川水質）のダイオキシン類

市名	調査地点	項目	年平均値	環境基準
深谷市	福川（八幡免橋付近）	河川水質	0.21pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下
	前の川排水路（上野台 1879 付近）		0.42pg-TEQ/L	
	針ヶ谷排水路（JR 高崎線付近）		0.13pg-TEQ/L	
	櫛引排水路（田中 1425 付近）		0.083pg-TEQ/L	
	吉野川（内田橋付近）		0.22pg-TEQ/L	
熊谷市	三尻都市下水路		0.63pg-TEQ/L	
	三尻都市下水路（二重測定）		0.63pg-TEQ/L	
深谷市	吉野川（内田橋付近）	河川底質	0.29pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g 以下

（資料：深谷市の環境、熊谷市環境白書）

深谷市は平成 29 年度、熊谷市は令和 2 年度の結果を示す。

3-2-3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌

1) 要措置区域及び形質変更時要届出区域の状況

調査範囲及びその周辺における土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域の指定状況を表 3-2-3-1 に、形質変更時要届出区域の指定状況を表 3-2-3-2 に示す。

なお、対象事業実施区域周辺に要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

表 3-2-3-1 要措置区域の指定状況

整理番号	指定 年月日	指定番号	区域の所在場所	区域の面積 (m ²)	基準に適合しない 特定有害物質
整-27-7	平成 27 年 7 月 14 日	指-101 号	深谷市田谷字戸森前 11 番 1 の一部	287.0	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

（資料：土壌汚染対策法に基づく区域の指定について（埼玉県ホームページ））

表 3-2-3-2 形質変更時要届出区域の指定状況

整理番号	指定 年月日	指定番号	区域の所在場所	区域の面積 (m ²)	基準に適合しない 特定有害物質
整-27-8	平成 27 年 7 月 14 日	指-102 号	深谷市田谷字戸森前 11 番 1 の一部	87.0	鉛及びその化合物
整-28-8	平成 28 年 8 月 26 日	指-122 号	深谷市幡羅町一丁目 9 番 2 の一部	7,580.73	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物

（資料：土壌汚染対策法に基づく区域の指定について（埼玉県ホームページ））

2) ダイオキシン類

埼玉県では、土壌のダイオキシン類の常時監視測定（一般環境把握調査及び発生源周辺状況調査）を行っている。令和元年度は深谷市内の 8 地点で発生源周辺状況調査が行われている。

測定結果は表 3-2-3-3 に示すとおりであり、すべての地点で環境基準を達成している。

表 3-2-3-3 ダイオキシン類発生源周辺状況調査結果（令和元年度）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点		調査結果	環境基準
深谷市	人見	5.2	1,000
	榎合	2.9	
	人見	2.1	
	酒井	0.72	
	櫛引	3.9	
	柏合	8.3	
	岡部	5.1	
	櫛挽	3.5	

（資料：土壌常時監視結果 ダイオキシン類（令和元年度調査結果））

3) 土壌の分布状況

調査範囲及びその周辺の表層土壌の分布状況は、図 3-2-3-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は、淡色黒ボク土壌である。対象事業実施区域周辺は、主に淡色黒ボク土壌、黒ボク土壌等である。

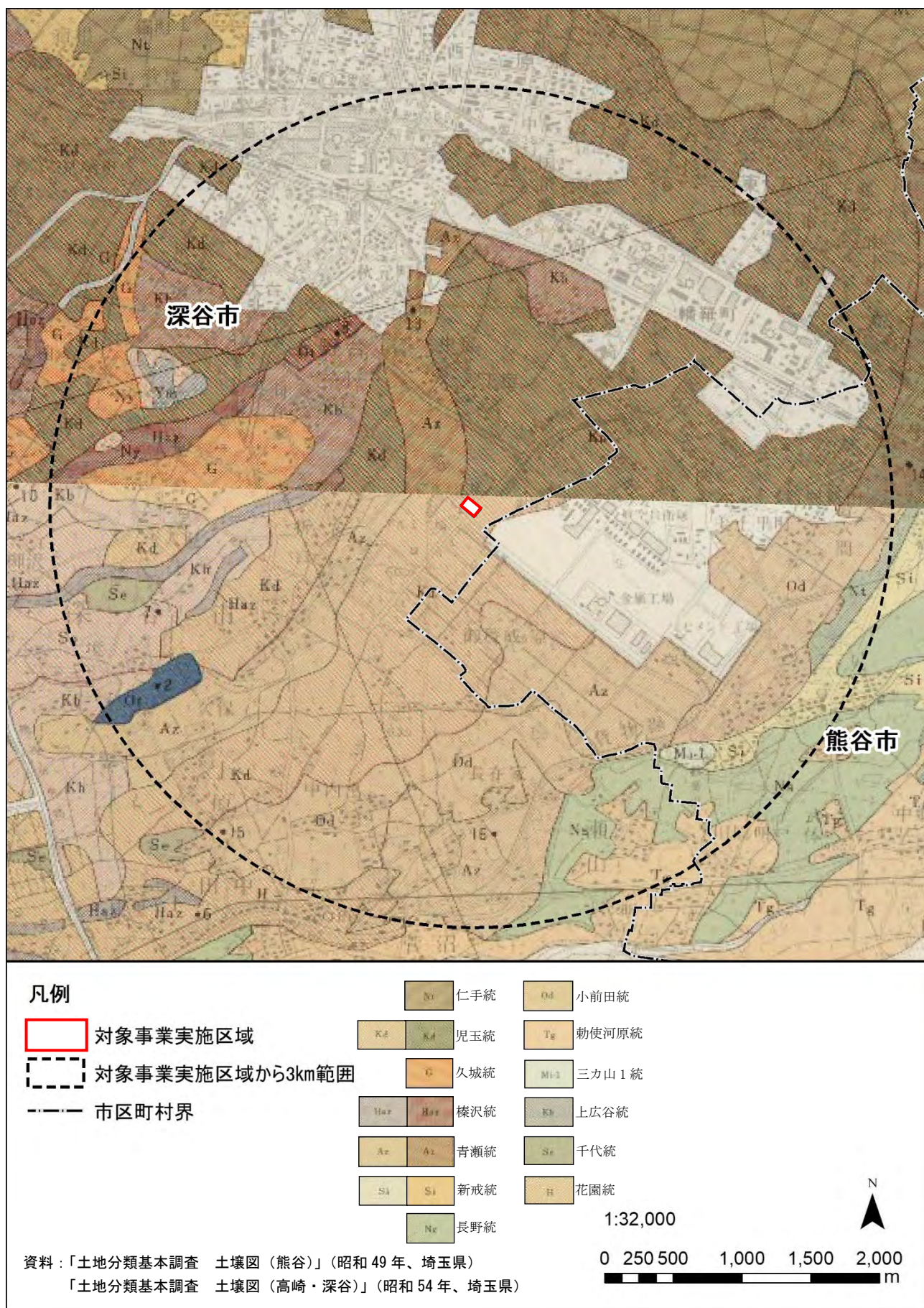


図 3-2-3-1 土壌図

2. 地盤沈下の状況

調査範囲及びその周辺における平成 28 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 月 1 日までの地盤沈下の調査結果を表 3-2-3-4 に、調査地点を図 3-2-3-2 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺における過去 5 年間の地盤沈下の変動量は-11.5 mm～-8.1 mmであった。

なお、対象事業実施区域に最も近い調査地点（No.3）の過去 5 年間の変動量は-11.2 mmであった。

表 3-2-3-4 地盤沈下の状況（水準測量結果）

市名	No.	調査地点	調査開始年月日	各年別変動量（mm）					過去 5 年間の変動量 平成 26.1.1 平成 31.1.1 (mm)	調査開始年からの 変動量 (mm)
				平成 28.1.1 平成 29.1.1	平成 29.1.1 平成 30.1.1	平成 30.1.1 平成 31.1.1	平成 31.1.1 令和 2.1.1	令和 2.1.1 令和 3.1.1		
深谷市	1	東方 2665 南下郷自治会館	18.1.1	-3.3	-1.4	-5.2	+1.0	-2.6	-11.5	-33.3
	2	東方 5 丁目 10 川内公園	23.1.1	-2.8	-1.9	-4.5	+1.5	-3.1	-10.8	-30.1
	3	国済寺町 17 三島公園	18.1.1	-2.5	-1.8	-4.7	-0.2	-2.0	-11.2	-35.7
	4	本住町 7 丁目 58 地先 足利銀行深谷支店	18.1.1	-2.4	-0.8	-3.1	-1.3	-0.5	-8.1	-21.4
	5	宿根 1 瀧宮神社	23.1.1	-3.1	-1.3	-1.9	-1.0	-2.0	-9.3	-26.9
	6	萱場 14-1 萱場稲荷神社	18.1.1	-3.1	-1.1	-2.8	+0.8	-2.5	-8.7	-24.3
	7	田所町 8-12 田所町会館	18.1.1	-2.6	-0.9	-3.6	-1.2	-1.3	-9.6	-25.7

（資料：水準測量成果表 令和 2 年度）

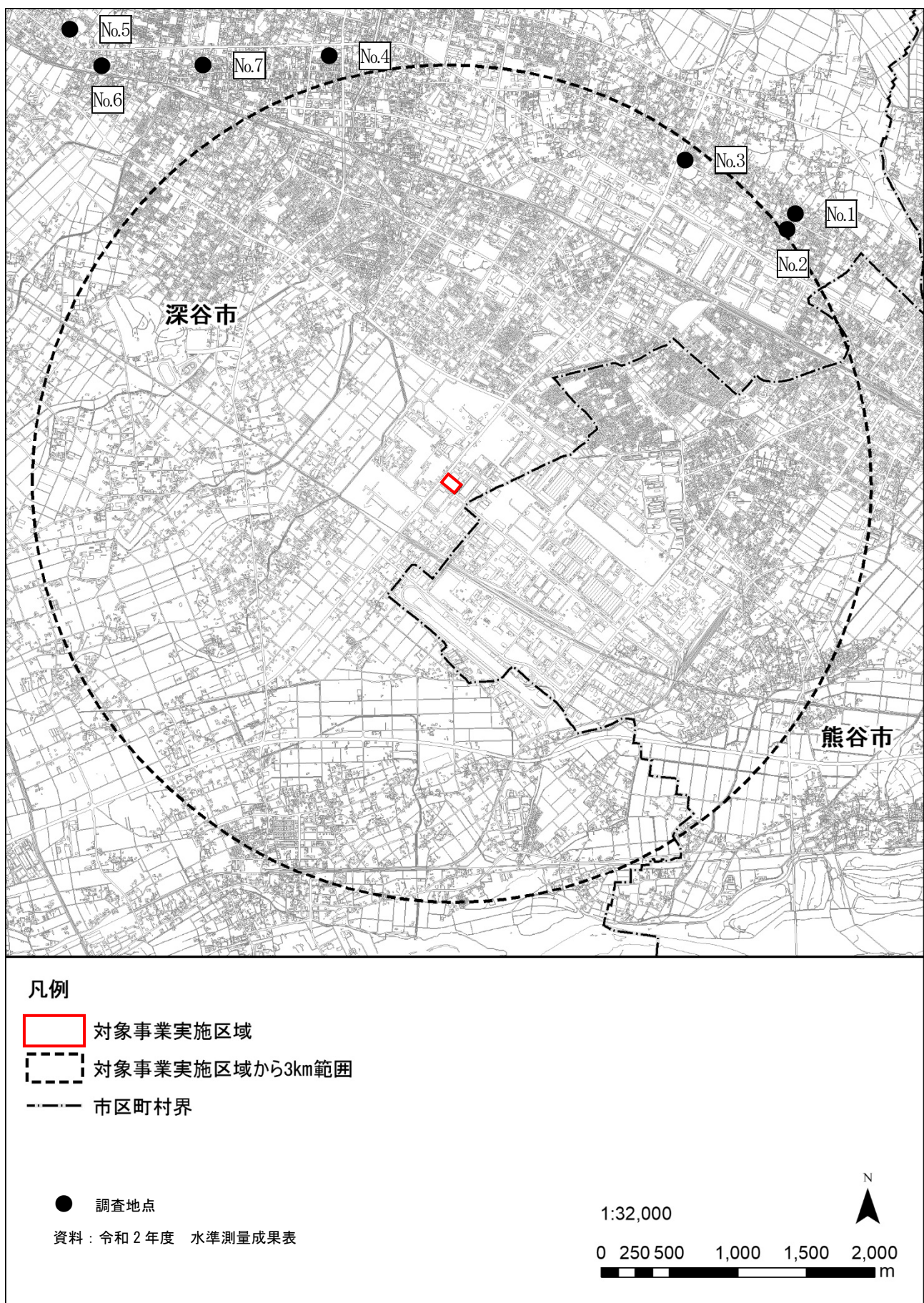


図 3-2-3-2 地盤沈下調査地点図

3-2-4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

調査範囲及びその周辺の地形分類は、図 3-2-4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形分類は、自然堤防・砂州・砂丘であり、対象事業実施区域周辺も、主に自然堤防・砂州・砂丘となっている。

2. 地質の状況

調査範囲及びその周辺の地形分類は、図 3-2-4-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形分類は、ロームであり、対象事業実施区域周辺も、主にロームとなっている。

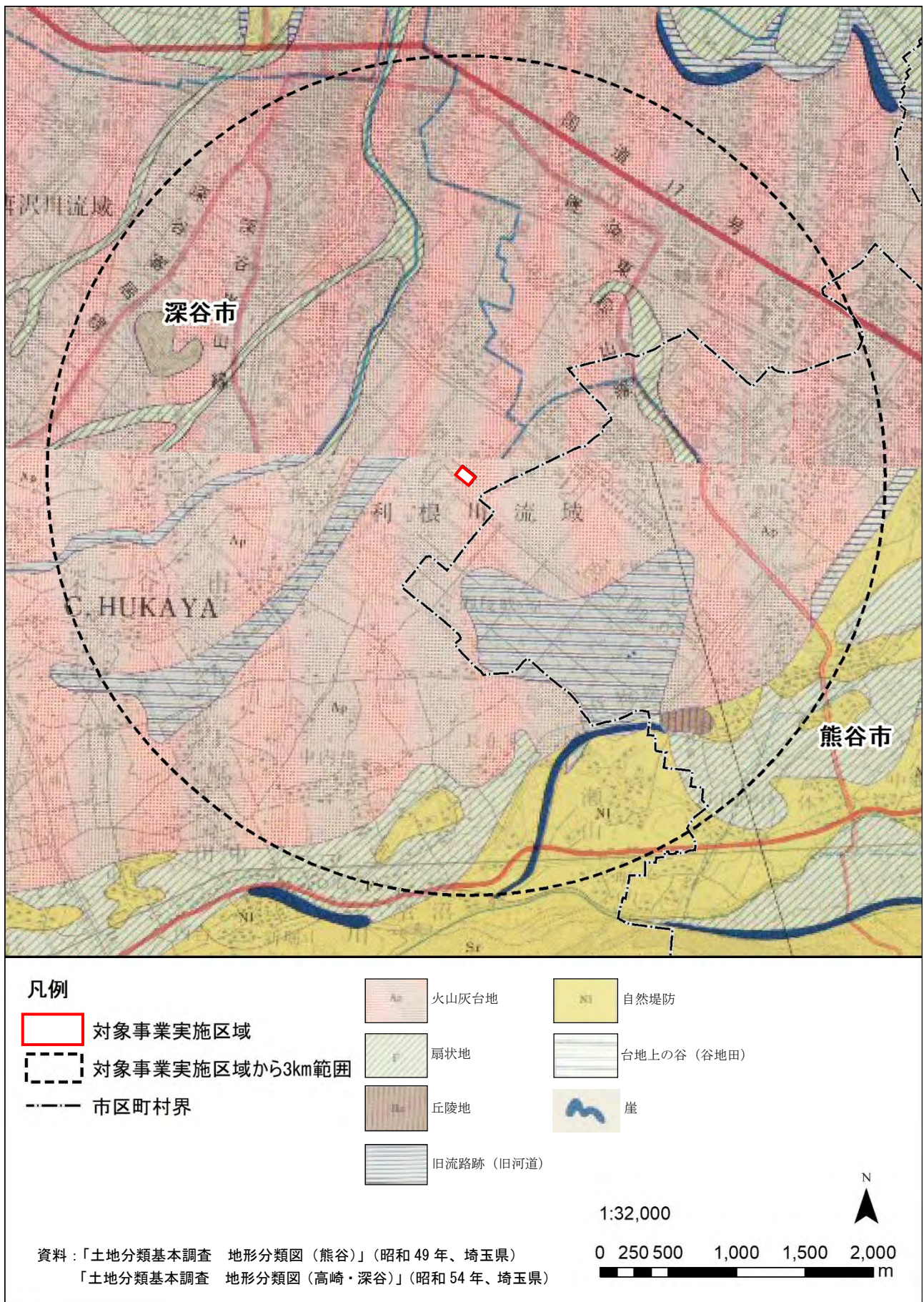


図 3-2-4-1 地形分類図



図 3-2-4-2 表層地質図

3-2-5 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

1. 動物

表 3-2-5-1 に示す既存文献を収集し、事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある動物について把握した。

表 3-2-5-1 動物相の把握に用いた文献。

No.	文献名等	整理対象分類群					
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類
1	埼玉県レッドデータブック2018 動物編 (埼玉県 2018年)	●	●	●	●	●	●
2	ガンカモ類の生息調査 平成30年度 (環境省 2018年)		●				
3	第4回 動植物分布調査報告書 (環境省 1993年)	●	●	●	●	●	●

1) 動物相及び保全すべき種の状況

既存文献調査の結果、哺乳類はネズミ類、コウモリ類、タヌキ、アカギツネ、イタチ類、イノシシなどが確認され、国の特別天然記念物であるニホンカモシカも確認された。

鳥類はカモ類、サギ類、チドリ類など水辺を利用する種、カッコウ類、タカ類、フクロウ類など樹林地を利用する種、ホオジロ類やヨシキリ類等の草地を利用する種が確認され、国の天然記念物であるマガン、シラコバト、特別天然記念物であるコウノトリも確認された。

両生類は、カスミサンショウウオ、アズマヒキガエル、アカガエル類、トウキョウダルマガエルなどが確認され、特定外来生物であるウシガエルも確認された。

爬虫類は、シマヘビ、アオダイショウ、ニホンイシガメ、ニホンカナヘビが確認された。

魚類は、ニホンウナギやタモロコ、ドジョウなど主に河川や用水路などにみられる種が確認され、特定外来生物であるオオクチバス、ブルーギルも確認された。

昆虫類は、チョウ目が最も多く 58 種、次いでトンボ目が 53 種と、計 172 種の内、この 2 目が半数を占めていた。

また、保全すべき種として、哺乳類 3 種、鳥類 58 種、両生類 5 種、爬虫類 4 種、魚類 18 種、昆虫類 66 種が確認されている。

保全すべき種の選定根拠とした資料は表 3-2-5-2 に、保全すべき種の一覧を表 3-2-5-3(1)～3-2-5-3 (7)に示す。

表 3-2-5-2 保全すべき種の選定根拠とした資料（動物）

No.	文献及び法令名	区分	略号
①	文化財保護法 (昭和 25 年、法律第 214 号)	特別天然記念物 天然記念物	特天 天
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年、法律第 75 号)	国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種 特定国内希少野生動植物種	国内 国際 特定
③	埼玉県文化財保護条例 (昭和 30 年、埼玉県条例第 46 号)	県指定天然記念物	県天
④	埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例 (平成 12 年、埼玉県条例第 11 号)	県内希少野生動植物種	県希
⑤	環境省レッドリスト 2020 (令和 2 年、環境省)	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA類 絶滅危惧ⅠB類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD LP
⑥	埼玉県レッドデータブック 動物編 2018 (第 4 版) (平成 30 年、埼玉県環境部みどり自然課)	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA類 絶滅危惧ⅠB類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 準絶滅危惧 1 型 準絶滅危惧 2 型 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群 地帯別危惧	EX EW CR+EN CR EN VU NT NT1 NT2 DD LP RT

表 3-2-5-3(1) 保全すべき種の一覧（哺乳類）

目名	科名	和名	文献		選定基準						
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥	
翼手	キクカ*シロコウモリ	キクカ*シロコウモリ	○								NT1
	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	○	○						VU	VU
偶蹄	ウシ	ニホンカモシカ		○	特天						
2目	3科	3種	2種	2種	1種	0種	0種	0種	0種	1種	2種

名称、配列は基本的に「世界哺乳類標準和名リスト」（日本哺乳類学会 2017）に従った。

重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法（昭和 25 年 法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

②：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

③：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年 条例第 46 号）

④：埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成 12 年 条例第 11 号）

⑤：環境省レッドリスト 2020（令和 2 年 環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥：埼玉県レッドデータブック 2018（埼玉県 2018 年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1：準絶滅危惧 1 型、NT2：準絶滅危惧 2 型、

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

表 3-2-5-3(2) 保全すべき種の一覧（鳥類）

目名	科名	和名	文献			選定基準					
			1	2	3	①	②	③	④	⑤	⑥
キシ	キシ	ヤマトリ			○						繁VU・越VU
カモ	カモ	マカ	○			天				NT	越CR
		コハクチョウ	○		○						越NT1
		トモエカモ			○					VU	越VU
カイツブリ	カイツブリ	ミミカイツブリ			○						越DD
ハト	ハト	シラコハト	○		○	天*				EN	繁EN・越EN
		アオハト			○						繁RT
コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	○			特天	●			CR	繁EX
ヘリカン	サギ	ヨシコイ			○					NT	繁VU
		ササコイ	○		○						繁EN
		チュウサギ			○					NT	繁VU
		コサギ			○						繁NT2
ツル	クイナ	バン			○						繁NT2
		オオバン			○						繁NT1
カッコウ	カッコウ	ホトトギス			○						繁RT
		ツツドリ			○						繁LP
アマツハメ	アマツハメ	ヒメアマツハメ	○								繁LP・越VU
チドリ	チドリ	タゲリ			○						越NT2
		イカルチドリ			○						繁NT1
		シロチドリ	○		○					VU	繁LP
	シギ	タシギ			○						越RT
		イソシギ			○						繁VU
		ハマシギ			○					NT	
		タマシギ	○							VU	繁CR・越CR
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	○							VU	繁CR
	カモメ	コアシサシ	○		○					VU	繁CR
タカ	タカ	トビ			○						繁DD
		ツミ			○						繁NT2
		ハイタカ			○					NT	繁DD・越NT2
		サシハ			○					VU	繁CR
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○								繁DD・越DD
		フクロウ	○		○						繁RT・越NT2
		アオハズク			○						繁NT2
フッポウソウ	カワセミ	カワセミ			○						繁RT
		ヤマセミ			○						繁NT2
キツツキ	キツツキ	アオケラ			○						繁RT
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ			○						繁NT2
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○							VU	繁EN
		カササギヒタキ			○						繁EN
		シジュウカラ			○						繁NT2
		ヤマカ			○						繁RT
		ヒカ			○						繁RT
		ウグイス			○						繁RT
	ムシクイ	センダイムシクイ			○						繁NT2
		オオヨシキリ			○						繁NT2
	ヒタキ	トラツグミ			○						繁NT2
		クロツグミ			○						繁NT2
		コルリ			○						繁NT1
		ルリビタキ			○						越RT
		コサメビタキ	○								繁EN
		キビタキ			○						繁RT
		オオルリ			○						繁RT
		ヘナマシコ			○						越RT
		ホオジロ			○						繁RT
		ミヤマホオジロ			○						越NT1
		アオシ			○						繁DD
		クロシ			○						越RT
16目	28科	58種	14種	0種	50種	3種	1種	0種	0種	14種	57種

名称、配列は基本的に「日本鳥類目録 改訂第7版」(日本鳥類学会 2014)に従った。

重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

②：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

③：埼玉県文化財保護条例(昭和30年 条例第46号)

④：埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成12年 条例第11号)

⑤：環境省レッドリスト2020(令和2年 環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥：埼玉県レッドデータブック2018(埼玉県 2018年)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1：準絶滅危惧1型、NT2：準絶滅危惧2型、

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

その他

*：越ヶ谷のシラコバト

繁：繁殖鳥、越：越冬鳥

表 3-2-5-3(3) 保全すべき種の一覧(両生類)

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
サンショウウオ	サンショウウオ	カスミサンショウウオ		○					VU	
カエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル		○						NT1
	アカガエル	ニホンアカガエル		○						VU
		ヤマアカガエル		○						NT2
		トウキョウタマシマカエル	○	○					NT	NT1
2目	3科	5種	1種	5種	0種	0種	0種	0種	2種	4種

表 3-2-5-3(4) 保全すべき種の一覧(爬虫類)

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
カメ	イシガメ	ニホンイシガメ		○					NT	DD
トカゲ	カナヘビ	ニホンカナヘビ		○						RT
	ナミヘビ	アオダマシヨウ		○						NT2
		シマヘビ		○						VU
2目	3科	4種	0種	4種	0種	0種	0種	0種	1種	4種

名称、配列は基本的に「日本産爬虫調整類標準和名リスト (2020年3月16日版)」(日本爬虫両棲類学会 2020年)に従った。

重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法(昭和25年 法律第214号)

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

②：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

③：埼玉県文化財保護条例(昭和30年 条例第46号)

④：埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成12年 条例第11号)

⑤：環境省レッドリスト2020(令和2年 環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥：埼玉県レッドデータブック2018(埼玉県 2018年)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1：準絶滅危惧1型、NT2：準絶滅危惧2型、

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

表 3-2-5-3(5) 保全すべき種の一覧 (魚類)

目名	科名	和名	文献		選定基準						
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥	
ヤツメウナギ ^キ	ヤツメウナギ ^キ	スナヤツメ北方種		○						VU	CR
ウナギ ^キ	ウナギ ^キ	ニホンウナギ ^キ		○						EN	NT2
コイ	コイ	ツチフキ		○						EN	VU
		キンフ ^ナ		○						VU	
		ゲンゴ ^キ ロウフ ^ナ		○						EN	
		ワタカ		○						CR	
		ハス		○						VU	
		スコ ^キ モロコ		○						VU	
		ヤリタナコ ^キ		○						NT	CR
		ト ^キ シ ^キ ョウ	ト ^キ シ ^キ ョウ		○						NT
	フクト ^キ シ ^キ ョウ	ホトケト ^キ シ ^キ ョウ		○						EN	CR
ナマス ^キ	キ ^キ	キ ^キ ハチ		○						VU	
サケ	キュウリウオ	ワカサキ ^キ		○							NT1
	サケ	ヤマメ		○						NT	VU
トケ ^キ ウオ	トケ ^キ ウオ	ムサシトミヨ	○	○			●			CR	CR
タ ^キ ツ	メタ ^キ カ	ミナミメタ ^キ カ		○						VU	NT2
カサコ ^キ	カシ ^キ カ	カシ ^キ カ		○						NT	
スズ ^キ キ	ハゼ ^キ	ジ ^キ ユズ ^キ カケハゼ ^キ		○						NT	
9目	12科	18種	1種	18種	0種	0種	1種	0種	17種	9種	

名称、配列は基本的に「日本産魚類全種リスト」(鹿児島大学総合研究博物館 2020 年)に従った。
重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

②：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

③：埼玉県文化財保護条例(昭和 30 年 条例第 46 号)

④：埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成 12 年 条例第 11 号)

⑤：環境省レッドリスト 2020(令和 2 年 環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥：埼玉県レッドデータブック 2018(埼玉県 2018 年)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、NT1：準絶滅危惧 1 型、NT2：準絶滅危惧 2 型、

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

表 3-2-5-3(6) 保全すべき種の一覧（昆虫類）(1)

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
トンボ	イトトンボ	ムスシ [°] イトトンボ		○						DD
		キイトトンボ		○						NT2
		モートンイトトンボ		○					NT	EN
	モノサシトンボ	オオモノサシトンボ		○					EN	EN
	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ		○						VU
	サナエトンボ	ヤマサナエ		○						NT2
		アオサナエ		○						NT1
		ヒメサナエ		○						NT1
	ヤンマ	ルリボ [°] シヤンマ		○						NT1
		オオルリボ [°] シヤンマ		○						VU
		アオヤンマ		○					NT	VU
		コシボ [°] ソヤンマ		○						NT1
		サラサヤンマ		○						NT2
	トンボ	ヨツボ [°] シトンボ		○						VU
		ハラヒ [°] ロトンボ		○						NT2
		ハッチョウトンボ	○	○						EX
		ヒメアカネ		○						VU
		オオキトンボ		○					EN	CR
カマキリ	カマキリ	ウスハ [°] カマキリ	○						DD	EN
ハ [°] ツタ	コオロギ	エゾ [°] エンマコオロギ	○							EN
	キリキ [°] リス	カヤキリ	○							EN
ハサミムシ	クギ [°] ヌキハサミムシ	キハ [°] ネハサミムシ	○							DD
カメムシ	セミ	ハルセ [°] ミ		○						NT1
	アメンボ	ハ [°] ハ [°] アメンボ		○					NT	NT1
		オオアメンボ		○						NT2
	コオイムシ	タカ [°] メ	○						VU	CR
	コハ [°] ンムシ	コハ [°] ンムシ		○					EN	CR
	ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ	○						NT	NT2
	キンカメムシ	チャイロカメムシ	○							NT2
アミメカゲ [°] ロウ	ツノトンボ	キハ [°] ネツノトンボ	○							CR
コウチュウ	ハシヨウ	ホソハシヨウ	○						VU	NT1
	オサムシ	チョウセンコ [°] モクムシ	○						VU	VU
		オオヒラタトックリコ [°] ミムシ	○						CR	EX
		クロモンヒラナガ [°] コ [°] ミムシ	○							VU
		イク [°] チケフ [°] カコ [°] ミムシ	○						NT	NT1
		コ [°] マタ [°] ラチヒ [°] ケ [°] ンコ [°] ロウ	○							NT1
	ケ [°] ンコ [°] ロウ	キハ [°] リマメケ [°] ンコ [°] ロウ		○					NT	
		オオイチモンシ [°] シマケ [°] ンコ [°] ロウ	○						EN	VU
		ヤマトモンシテ [°] ムシ	○						NT	NT1
	シテ [°] ムシ	カントウコチヒ [°] シテ [°] ムシ	○							NT1
		タカオアハ [°] タコハ [°] ネハネカクシ	○							NT1
	ハネカクシ	タカオアハ [°] タコハ [°] ネハネカクシ	○							NT1
	クワカ [°] タムシ	ネフ [°] トクワカ [°] タ	○							VU
	コカ [°] ネムシ	オオキイロコカ [°] ネ	○							NT1
	ヒラタト [°] ロムシ	マスタ [°] チヒ [°] ヒラタト [°] ロムシ	○							NT1
	テントウムシ	アイヌテントウ	○							NT1
	カミキリムシ	ヒメヒ [°] ロウト [°] カミキリ	○						NT	NT1
		シロスシ [°] カミキリ	○							NT2
ハチ	ツチハ [°] チ	オオハラナカ [°] ツチハ [°] チ	○							NT2
	アナハ [°] チ	ムネアカツヤアナハ [°] チ	○							NT1
シリアケ [°] ムシ	カ [°] カンボ [°] モト [°] キ	ヤマトカ [°] カンボ [°] モト [°] キ	○							VU
ハエ	ツリアフ [°]	タイワンハラホ [°] ソツリアフ [°]	○							NT2
	ハナアフ [°]	スズ [°] キハ [°] ッコウハナアフ [°]	○							NT2
		ハチモト [°] キハナアフ [°]	○							NT2

表 3-2-5-3(7) 保全すべき種の一覧（昆虫類）(2)

目名	科名	和名	文献		選定基準					
			1	3	①	②	③	④	⑤	⑥
チョウ	セセリチョウ	ミヤマセセリ		○						NT1
		ギンイチモンジセセリ		○					NT	NT2
		オオチャバネセセリ		○						NT2
	シジミチョウ	ミスイロオナガシジミ		○						
		ウラコマタラシジミ		○						VU
		コツハメ		○						NT2
		ミヤマシジミ	○	○					EN	CR
		ミドリシジミ		○						NT1
	タテハチョウ	メスクロヒョウモン		○						NT2
		アサマイチモンジ		○						NT2
	シヤノメチョウ	シヤノメチョウ		○						NT2
	ヤカ	コシロシタハ		○					NT	
	マタラカ	ヤホシホソマタラ	○						NT	DD
11目	38科	66種	33種	35種	0種	0種	0種	0種	21種	63種

名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録-本邦産野生動植物の種の現状-（無脊椎動物編Ⅱ）」（環境省 平成7年）に従った。

重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法（昭和25年 法律第214号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

②：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年 法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

③：埼玉県文化財保護条例（昭和30年 条例第46号）

④：埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成12年 条例第11号）

⑤：環境省レッドリスト2020（令和2年 環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥：埼玉県レッドデータブック2018（埼玉県 2018年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1：準絶滅危惧1型、NT2：準絶滅危惧2型、

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

2. 植物

表 3-2-5-4 に示す既存文献を収集し、事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある植物について把握した。

表 3-2-5-4 植物相の把握に用いた文献

No.	文献名等
1	埼玉県レッドデータブック2011 植物編 (埼玉県 2011年)
2	埼玉県レッドデータブック2011 植物編 外来植物分布図 (埼玉県 2011年)

1) 植物相及び保全すべき種の状況

既存文献調査の結果、主に外来植物からなる 224 種が確認された。また、保全すべき種として、7 種が確認された。

保全すべき種の選定根拠とした資料を表 3-2-5-5 に、保全すべき種の一覧を表 3-2-5-6 に示す。

表 3-2-5-5 保全すべき種の選定根拠とした資料

No.	文献及び法令名	区分	略号
①	文化財保護法 (昭和 25 年、法律第 214 号)	特別天然記念物 天然記念物	特天 天
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年、法律第 75 号)	国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種 特定国内希少野生動植物種	国内 国際 特定
③	埼玉県文化財保護条例 (昭和 30 年、埼玉県条例第 46 号)	県指定天然記念物	県天
④	埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例 (平成 12 年、埼玉県条例第 11 号)	県内希少野生動植物種	県希
⑤	環境省レッドリスト 2020 (令和 2 年、環境省)	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA類 絶滅危惧ⅠB類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD LP
⑥	埼玉県レッドデータブック 2011 植物編 (平成 23 年、埼玉県環境部みどり自然課)	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA類 絶滅危惧ⅠB類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群 地帯別危惧	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD LP RT

表 3-2-5-6 保全すべき種の一覧

科名	和名	文献		選定基準						
		1	2	①	②	③	④	⑤	⑥	
トチカガミ	イトトリケモ	○						NT	DD	
ラン	カキラン	○							EX	
	ヤマトキソウ	○							EX	
カヤツリグサ	ヤチカリススゲ	○							EX	
ハナ	カララサイコ	○							VU	
シンチョウゲ	コカンビ	○							EX	
キク	サワシロギク	○							DD	
6科	7種	7種	0種	0種	0種	0種	0種	1種	7種	

名称、配列は基本的に「改訂新版 日本の野生植物 1～5」(平凡社 平成 27 年)及び「神奈川県植物誌 2018」(神奈川県植物誌調査会 平成 30 年)に従った。

重要種の選定基準、記号などは以下のとおりである。

①：文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

②：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

③：埼玉県文化財保護条例(昭和 30 年 条例第 46 号)

④：埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成 12 年 条例第 11 号)

⑤：環境省レッドリスト 2020(令和 2 年 環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥：埼玉県レッドデータブック 2011(埼玉県 2011 年)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、NT1：準絶滅危惧 1 型、NT2：準絶滅危惧 2 型、

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、RT：地帯別危惧

2) 巨樹・巨木

「巨樹・巨木林データベース」(環境省ホームページ)による、深谷市、熊谷市の巨樹・巨木林の一覧を表 3-2-5-7(1)～3-2-5-7(4)に、「自然環境保全基礎調査(第4回・第6回 巨樹・巨木林調査)」(環境省ホームページ)による分布状況を図 3-2-5-1 に示す。

「巨樹・巨木林データベース」(環境省ホームページ)では、調査範囲及びその周辺にケヤキ、カヤ、イチイガシなど 6 地点 8 本の巨樹・巨木が確認された。「自然環境保全基礎調査(第4回・第6回 巨樹・巨木林調査)」では調査範囲内に 6 地点の巨樹・巨木林が確認された。

表 3-2-5-7(1) 巨樹・巨木林の一覧(1)

所在地		樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
深谷市横瀬	華蔵寺	エノキ	450	31
深谷市横瀬	横瀬神社	ケヤキ	330	25
深谷市下手計	八基小学校	クスノキ	450	23
深谷市下手計	鹿島神社	ケヤキ	340	33
深谷市下手計	鹿島神社	ケヤキ	305	28
深谷市下手計	鹿島神社	ケヤキ	350	28
深谷市下手計	鹿島神社	エノキ	310	22
深谷市中瀬	吉祥寺	イチヨウ	530	30
深谷市中瀬	吉祥寺	ケヤキ	380	29
深谷市		ケヤキ	370	29
深谷市		ケヤキ	305	26
深谷市高島	諏訪神社	カヤ	470	21
深谷市高島	正伝院	クスノキ	305	22
深谷市		カヤ	337	25
深谷市新戒	古榎神社	イチヨウ	402	28
深谷市新戒	古榎神社	イチヨウ	405	29
深谷市沼尻	熊野神社	イチヨウ	410	27
深谷市上増田	諏訪山神社	ケヤキ	324	20
深谷市東方	全久院	カヤ	420	18
深谷市東方	熊野神社	ケヤキ	342	24
深谷市原郷	楡山神社	ハルニレ	360	13
深谷市稲荷町北	瑠璃光寺	ケヤキ	385	35
深谷市稲荷町北	薬師堂	イチヨウ	372	30
深谷市東大沼	西蔵寺	カヤ	356	23
深谷市稲荷町3丁目	稲荷神社	ケヤキ	405	32
深谷市稲荷町3丁目	稲荷神社	ケヤキ	330	21
深谷市稲荷町3丁目	稲荷神社	エノキ	320	25
深谷市宿根	滝ノ宮神社	ケヤキ	325	21
深谷市宿根	滝ノ宮神社	ケヤキ	398	18
深谷市		ケヤキ	357	25
深谷市原郷	中山道並木	ケヤキ	398	16
深谷市原郷	中山道並木	ケヤキ	345	23
深谷市原郷	中山道並木	ケヤキ	364	20

(資料：巨樹・巨木林データベース (環境省ホームページ))

表 3-2-5-7(2) 巨樹・巨木林の一覧(2)

所在地		樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
深谷市西島	滝ノ宮神社	ケヤキ	313	32
深谷市西島	滝ノ宮神社	ケヤキ	348	29
深谷市岡部		クスノキ	411	25
深谷市岡部		クスノキ	335	24
深谷市	普済寺	カヤ	440	22
深谷市	普済寺	カヤ	410	22
深谷市岡下		クスノキ	320	24
深谷市岡上		ケヤキ	500	18
深谷市		ムクノキ	425	25
深谷市		ケヤキ	330	24
深谷市当後		ムクノキ	520	11
深谷市西田		ムクノキ	330	7
深谷市		ケヤキ	300	20
深谷市		ケヤキ	320	28
深谷市		ケヤキ	330	28
深谷市		ケヤキ	400	28
深谷市榛沢		ケヤキ	325	19
深谷市本郷		ケヤキ	320	18
深谷市本郷		ケヤキ	310	25
深谷市		ケヤキ	305	21
深谷市		ケヤキ	350	30
深谷市上原		イチヨウ	390	30
深谷市		ムクノキ	450	25
深谷市菅沼		エノキ	310	12
深谷市菅沼		エノキ	370	15
深谷市菅沼		エノキ	410	20
深谷市菅沼		エノキ	470	18
深谷市菅沼		イチヨウ	340	25
深谷市瀬山		ケヤキ	340	25
深谷市瀬山		ケヤキ	360	20
深谷市		ケヤキ	340	
深谷市		ケヤキ	350	
深谷市		ケヤキ	300	
深谷市本田		エノキ	360	
深谷市本田		エノキ	340	
深谷市本田		エノキ	300	
深谷市本田		ケヤキ	306	
深谷市		ケヤキ	400	

(資料：巨樹・巨木林データベース（環境省ホームページ）)

表 3-2-5-7(3) 巨樹・巨木林の一覧(3)

	所在地	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
熊谷市上之	上之神社	ケヤキ	316	20
熊谷市末広		シイノキ	453	30
熊谷市末広	県立熊谷女子高等学校	クスノキ	350	19
熊谷市		クスノキ	380	18
熊谷市宮町	高城神社	ケヤキ	620	11
熊谷市宮町	高城神社	イチヨウ	328	15
熊谷市宮町	高城神社	ムクノキ	360	23
熊谷市宮町	高城神社	ケヤキ	420	26
熊谷市宮町	高城神社	ムクノキ	355	25
熊谷市宮町	高城神社	ケヤキ	459	28
熊谷市本町	千形神社	イチヨウ	332	20
熊谷市本町	千形神社	ケヤキ	415	19
熊谷市本町	千形神社	ケヤキ	380	23
熊谷市本町	千形神社	ケヤキ	390	15
熊谷市石原	赤城久伊豆神社	クスノキ	360	22
熊谷市新島		ケヤキ	400	20
熊谷市広瀬	浅間神社	ケヤキ	380	23
熊谷市大麻生	大栄神社	ケヤキ	526	25
熊谷市大麻生	大栄神社	ケヤキ	404	17
熊谷市		イヌサクラ	418	15
熊谷市拾六間	徳蔵寺	カヤ	400	23
熊谷市代	八幡神社	イチヨウ	640	20
熊谷市		クスノキ	345	20
熊谷市中奈良	国性寺	カヤ	380	26
熊谷市		ケヤキ	333	20
熊谷市		ケヤキ	540	25
熊谷市玉井	玉井神社	イチヨウ	368	25
熊谷市		ケヤキ	308	20
熊谷市		ケヤキ	320	20
熊谷市西別府	湯殿神社	ケヤキ	639	25
熊谷市末広2丁目	県立熊谷女子高等学校	モミジバスガケノキ	480	30
熊谷市末広2丁目	県立熊谷女子高等学校	クスノキ	490	15
熊谷市末広2丁目	県立熊谷女子高等学校	クスノキ	655	15
熊谷市石原	赤城久伊豆神社	クスノキ	360	15
熊谷市広瀬	浅間神社	ケヤキ	300	17
熊谷市大麻生	大栄神社	ケヤキ	310	25
熊谷市広瀬		ケヤキ	320	15
熊谷市		ケヤキ	335	20
熊谷市拾六間	徳蔵寺	イチイガシ	310	26
熊谷市西別府	湯殿神社	イチヨウ	314	18
熊谷市		クスノキ	345	18
熊谷市野原		スキ	387	12
熊谷市板井		ケヤキ	400	20
熊谷市		エノキ	430	7
熊谷市		ケヤキ	330	20
熊谷市		ケヤキ	315	20

(資料：巨樹・巨木林データベース（環境省ホームページ）)

表 3-2-5-7(4) 巨樹・巨木林の一覧(4)

所在地		樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
熊谷市間々田	間々田稲荷神社	ケヤキ	365	18
熊谷市間々田	間々田稲荷神社	ケヤキ	410	17
熊谷市妻沼	妻沼小学校	ケヤキ	500	13
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	カヤ	315	12
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	ケヤキ	330	18
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	ケヤキ	450	20
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	イチヨウ	330	12
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	イタヤカエデ	300	10
熊谷市妻沼	妻沼聖天山	スギ	400	18
熊谷市妻沼		スギ	345	10
熊谷市弥藤吾		ケヤキ	535	20
熊谷市八ツ口	長昌寺	スタシイ	380	9
熊谷市西城	長慶寺	イチヨウ	470	22
熊谷市上須戸		イチヨウ	340	12
熊谷市妻沼	熊谷市立妻沼小学校	ケヤキ	529	13

(資料：巨樹・巨木林データベース（環境省ホームページ）)

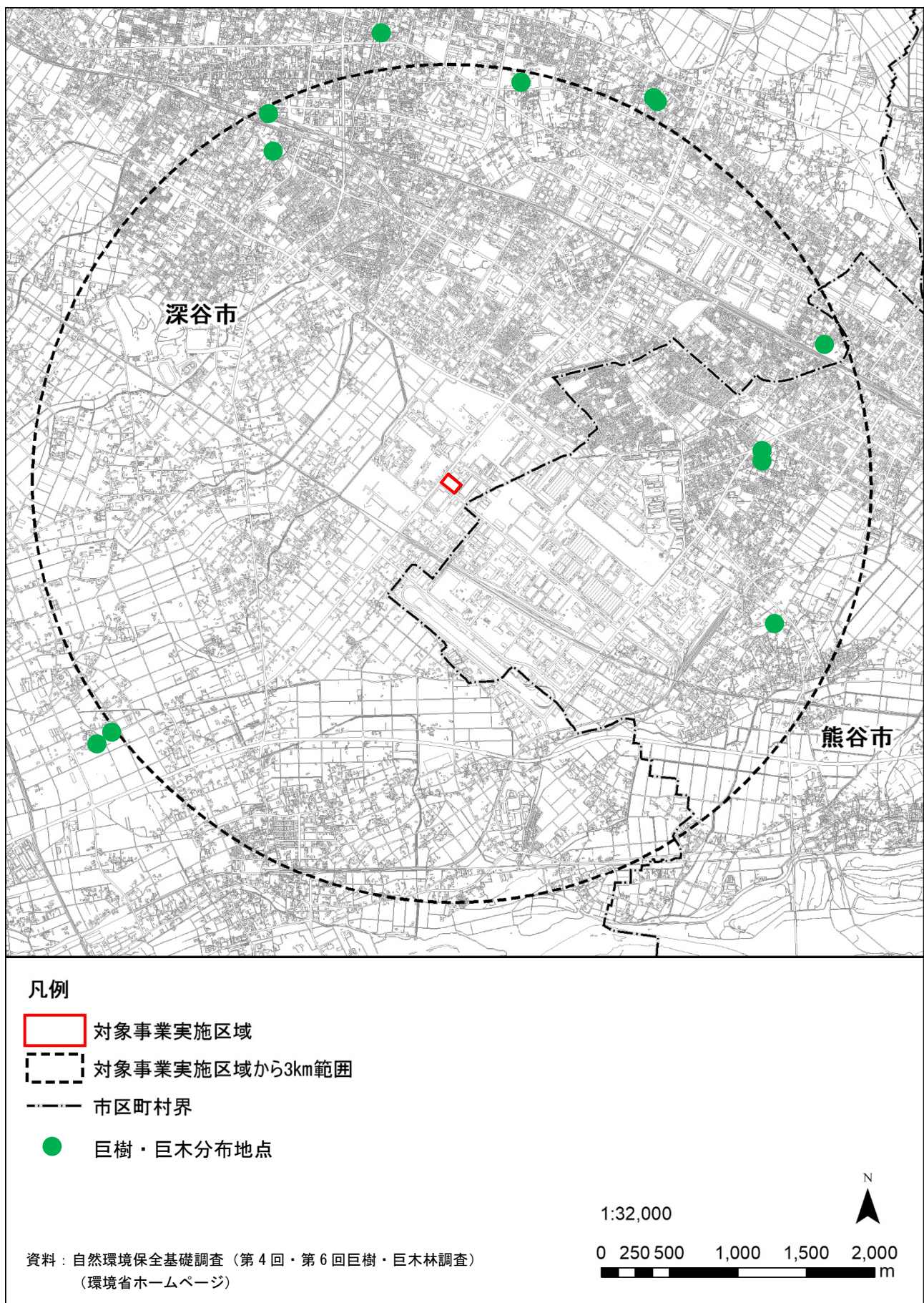


図 3-2-5-1 巨樹・巨木林の状況

3) 植物群落の状況

調査範囲及び周辺の現存植生を、図 3-2-5-2 に示す。

事業実施区域周辺の植生は、路線及び駅周辺には市街地、工場地帯が広く分布しており、市街地周辺には緑の多い住宅地や水田、畑地、果樹園等がみられる。また、荒川周辺には、オギ群落やニセアカシア群落、ヤナギ群落が分布している。

4) 緑の量

調査範囲及び周辺は、広範囲が市街地・工場地帯として区分されているため、緑被割合は高くないが、工場地帯の緑地や、周囲の水田、畑地、草地、河畔林等により緑被割合が高い場所も見られる。

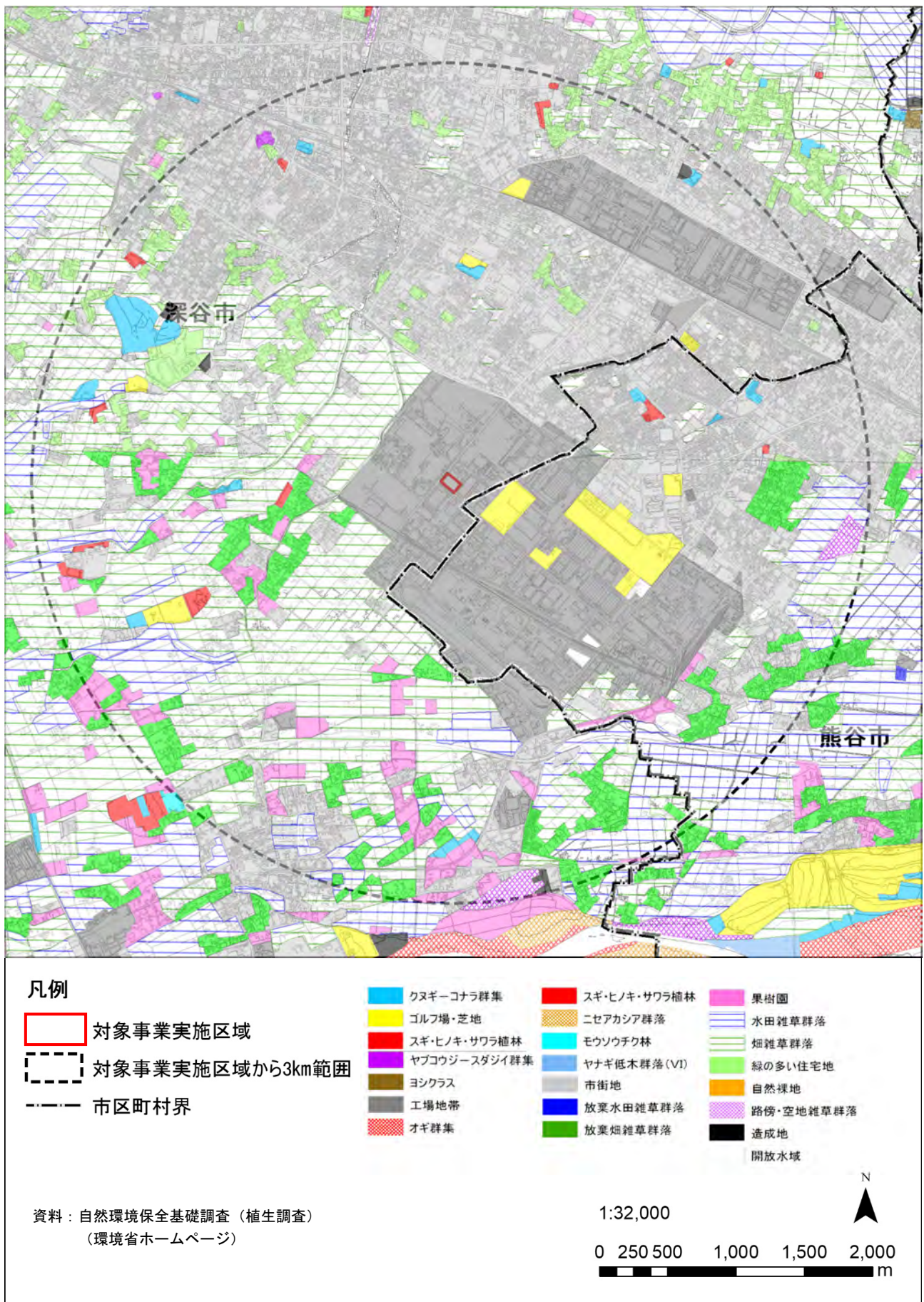


図 3-2-5-2 現存植生図

3. 生態系

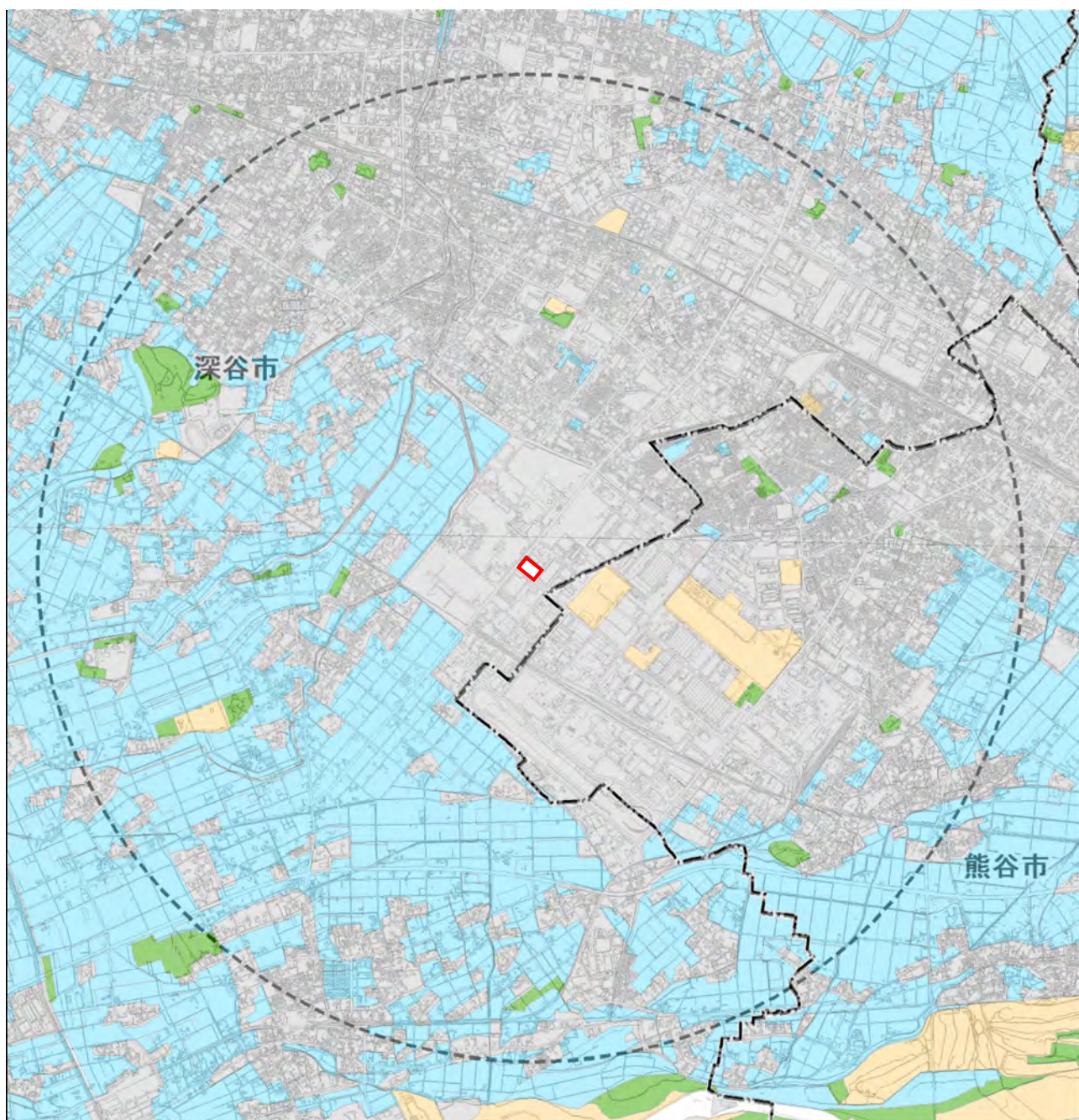
1) 地域の生態系の特性

「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ）によると、調査範囲の環境は、図 3-2-5-3 に示すとおり、大きく「樹林地」、「草地」、「耕作地」、「市街地」に区分されると考える。

このような調査範囲の環境ごとに、動物・植物に関する既存資料から得られる知見に基づき、想定される地域の生態系を特徴づける種を、表 3-2-5-8 に示す。

表 3-2-5-8 想定される調査範囲周辺の生態系を特徴づける主な動植物種

主要な環境類型	想定される生息・生育環境	生息が想定される主な動物の状況	生育が想定される主な植物の状況
樹林地	コナラ群落 竹林 ニセアカシア群落 ヤナギ群落	ニホンザル、ニホンリス、ヒメズミ、ヒミズ、アカギツネ、アナグマ、イノシシ、ヤマトリ、アオバト、ホトギス、サシバ、フクロウ、アカゲラ、コジュケイ、ヤマアカガエル、アズマヒキガエル、アオダマシショウ、ニニセミ、コウカガタ、シロスジカミキリ、ジャノメチョウ	モウソウチク、ハリエンジュ、マダリ、ヨウシュヤマゴボウ、シュロ、イチハギ
草地	路傍・空地雑草群落 芝地 オギ群落	ハナズミ、ニホンノウサギ、タヌキ、キジ、ホオジロ、アオジ、セッカ、ニホンアマガエル、ニホンカナヘビ、ナツアカネ、キハネツノトンボ、イチモンジセリ、スジグロシロチョウ	ナカイモ、メリケンカルヤ、コバンソウ、ゲンゲ、オキムシロ、アレチウリ、イモカタハミ、オランダガラシ、エゾノキシキシ、セイタカアワダチソウ、オオバタクサ、ヒメムカシヨモギ
耕作地	果樹園 水田 畑雑草群落	タヌキ、ハクビシン、モズ、ヒバリ、ヒヨドリ、ムクドリ、ハクセキレイ、アオダマシショウ、シマヘビ、トウキョウタルマガエル、アジアイトトンボ、シオカラトンボ、ヒメアメンボ、タガメ、ニワハシミョウ、ハイロゲンコロウ、モンシロチョウ	ニラ、コシキソウ、マメグサ、ハナズナ、オオイヌノフグリ、カラシナ、セイヨウアブラナ、ヒメスイハ
市街地	市街地 工場地帯	アブラコウモリ、タヌキ、キジバト、トビ、ハシブトガラス、ツバメ、ヒヨドリ、ムクドリ、ニホンアマガエル、アブラセミ、ヤマトシジミ、モンキチョウ	シタレヤナギ、ヒワ、ユキヤナギ、ユウゲショウ、ヒメロートモリス、イカ、コスモス、ハルジオン、セイヨウタンポポ、セイタカアワダチソウ
開放水面	河川	タヌキ、ニホンイタチ、カルガモ、カイツブリ、カワウ、オオバン、トウキョウタルマガエル、コイ、タモロコ、トウヨシノボリ、ハクビシン、ダビドサナエ、オオアメンボ、タイコウチ	オオカナダモ、コカナダモ、キショウブ



凡例



対象事業実施区域



対象事業実施区域から3km範囲



市区町村界



市街地



耕作地



草地



樹林地



開放水面

資料：自然環境保全基礎調査（植生調査）
（環境省ホームページ）

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3-2-5-3 主要な環境区分

3-2-6 景観、自然とのふれあいの場の状況

1. 景観

調査範囲及びその周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 埼玉県」（平成元年、環境庁）によると自然景観資源は存在しないが、「埼玉県地理環境情報 WebGIS（ふるさと景観）」（埼玉県ホームページ）によると表 3-2-6-1 及び図 3-2-6-1 に示すとおり、ふるさとの森5ヶ所が記載されている。

また、文化財保護法及び文化財保護条例等により指定されている大木等で景観資源となる史跡、名勝等は、「3-2-7 文化財その他の生活環境の状況」の表 3-2-7-1 及び図 3-2-7-1 に示す。

なお、いずれの景観資源も対象事業実施区域周辺には存在しておらず、対象事業実施区域周辺は眺望対象にならないと考えられる。

表 3-2-6-1 景観資源の状況

No.	区分	名称	所在地
1	ふるさとの森	白髪神社ふるさとの森	深谷市
2		湯殿神社社叢ふるさとの森	熊谷市
3		徳蔵寺・大雷神社社叢ふるさとの森	
4		三ヶ尻八幡神社社叢ふるさとの森	
5		三尻観音山ふるさとの森	

（資料：埼玉県地理環境情報 WebGIS（ふるさと景観）（埼玉県ホームページ））

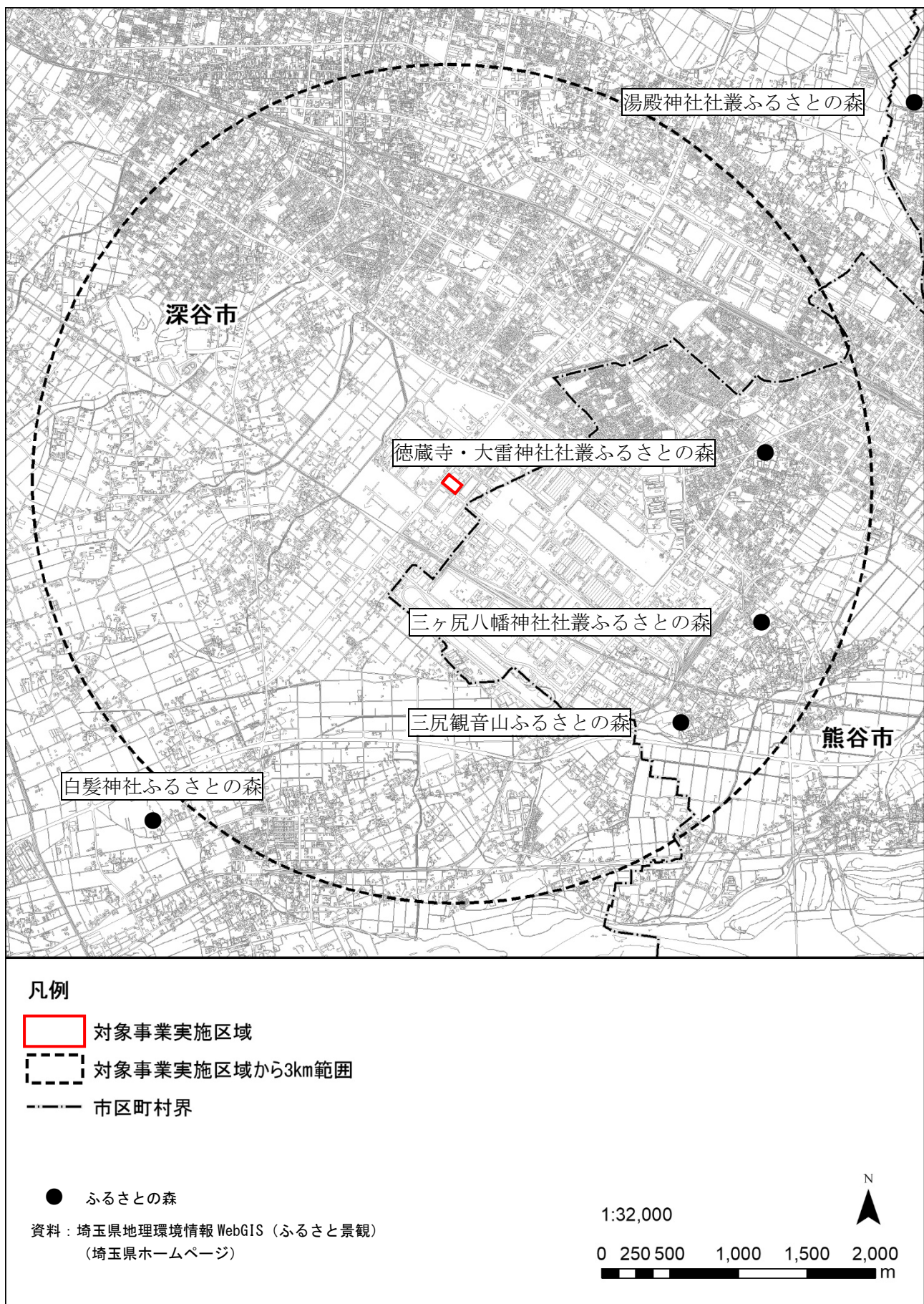


図 3-2-6-1 景観資源の状況

2. 自然とのふれあいの場の状況

1) 公園

調査範囲及びその周辺には、「彩の国埼玉情報サイトさいたまなび」によると、表 3-2-6-2(1) 及び図 3-2-6-2(1)に示すとおり、自然とのふれあいの場として公園等が挙げられている。

また、対象事業実施区域近傍の公園としては、表 3-2-6-2(2) 及び図 3-2-6-2(2)に示すとおり松原公園及び中折之口公園があり、自然とのふれあいの場として利用されている。

表 3-2-6-2(1) 自然とのふれあいの場の状況（広域）

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	錦町公園	深谷市	15	上柴中央公園	深谷市
2	西通公園	深谷市	16	杉町公園	深谷市
3	スマイルパーク	深谷市	17	杉町東公園	深谷市
4	深谷城址公園	深谷市	18	下宿公園	深谷市
5	見晴公演	深谷市	19	東方公園	深谷市
6	桜の園公園	深谷市	20	横町公園	深谷市
7	下台地公園	深谷市	21	中原公園	深谷市
8	泉台公園	深谷市	22	柴崎公園	深谷市
9	ふれあい公園	深谷市	23	下原公園	深谷市
10	寿町公園	深谷市	24	仙元山公園	深谷市
11	空沢公園	深谷市	25	わんぱくランド	深谷市
12	秋元公園	深谷市	26	ひがし公園	熊谷市
13	東公園	深谷市	27	外原公園	熊谷市
14	西原公園	深谷市	28	みいずが原公園	熊谷市

（資料：彩の国埼玉情報サイトさいたまなび）

表 3-2-6-2(2) 自然とのふれあいの場の状況（対象事業実施区域近傍）

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	松原公園	深谷市	2	中折之口公園	深谷市

2) その他

調査範囲及びその周辺には、埼玉県ホームページによると、表 3-2-6-3 及び図 3-2-6-2 に示すとおり、健康増進に向けたウォーキングコース等が挙げられている。

なお、対象事業実施区域近傍には、ウォーキングコース等はない。

表 3-2-6-3 ウォーキングコース等の状況

No.	名称	所在地
1	深谷駅周辺	深谷市
2	仙元山公園及び周辺	深谷市
3	三尻公民館	熊谷市

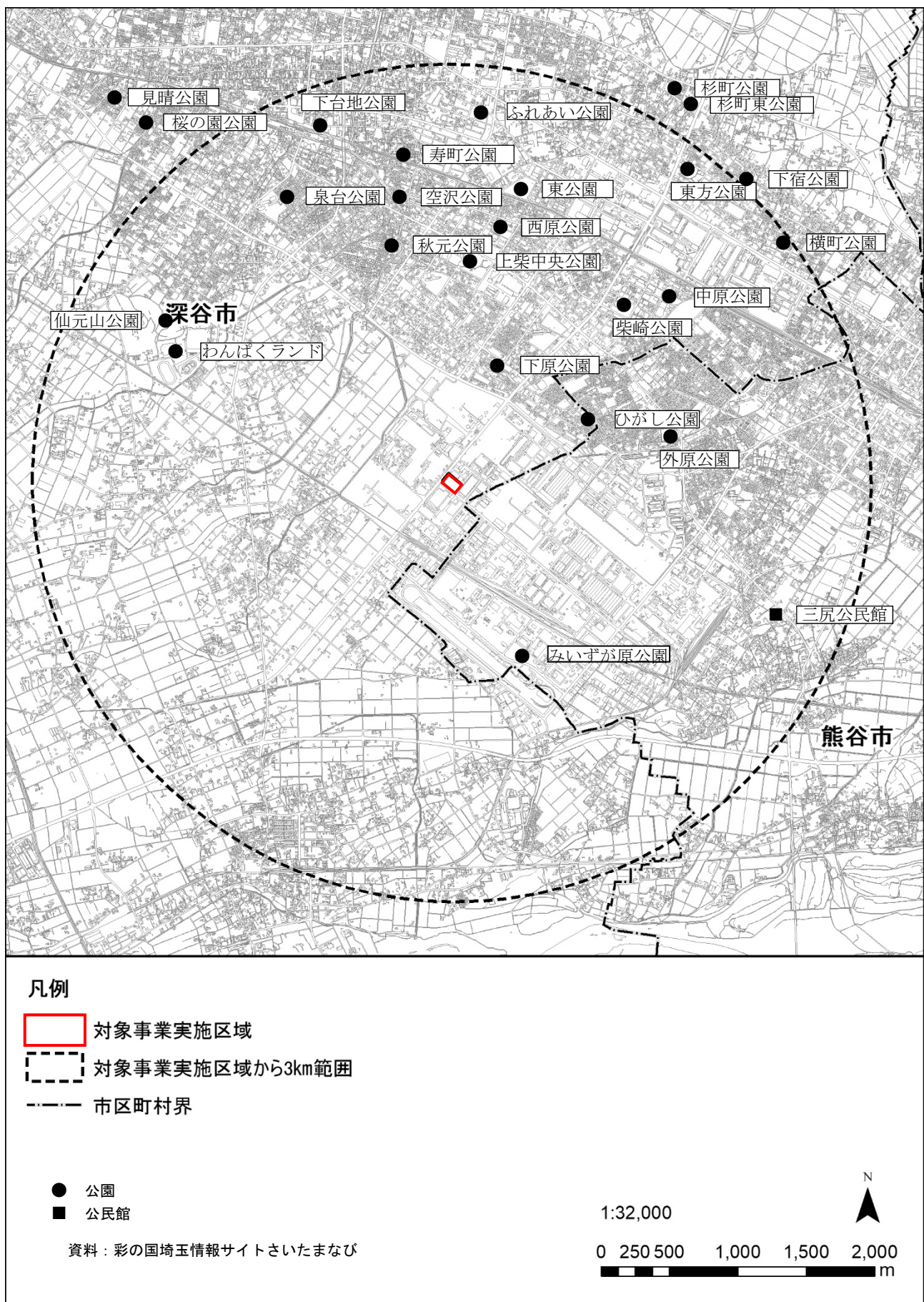


図 3-2-6-2(1) 自然とのふれあいの場の状況（広域）

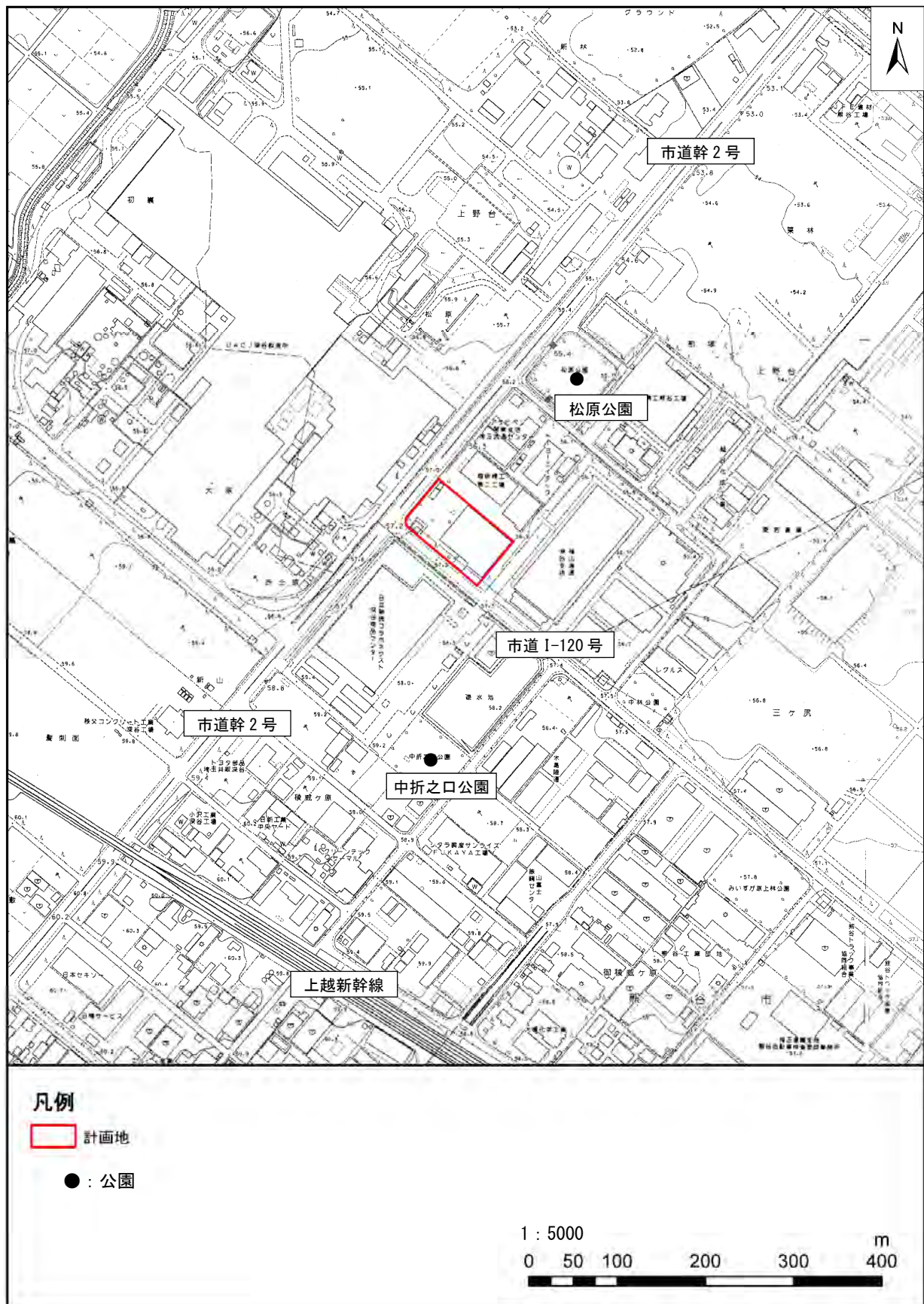


図 3-2-6-2(2) 自然とのふれあいの場の状況（対象事業実施区域近傍）

3-2-7 文化財その他の生活環境の状況

1. 指定文化財等

調査範囲及びその周辺の「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「埼玉県文化財保護条例」(昭和 30 年条例第 46 号)、「深谷市文化財保護条例」(平成 18 年条例第 122 号)、「熊谷市文化財保護条例」(平成 13 条例第 120 号))に基づく指定文化財等の状況を、表 3-2-7-1 及び図 3-2-7-1 に示す。

調査範囲及びその周辺には、国指定の文化財が 9 件、県指定の文化財が 5 件、深谷市指定の文化財が 3 件、熊谷市指定の文化財が 4 件ある。

なお、対象事業実施区域周辺に指定文化財等は存在しない。

2. 埋蔵文化財包蔵地

深谷市文化振興課への聞き取りの結果、対象事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3-2-7-1 指定文化財等の状況

No.	区分	種別・種類		名称	所在地
1	国指定	登録有形文化財	建築物・住宅	大谷家住宅主屋	深谷市稲荷町
2			建築物・住宅	大谷家住宅洋館	深谷市稲荷町
3			建築物・住宅	大谷家住宅本蔵	深谷市稲荷町
4			建築物・住宅	大谷家住宅松庭湯	深谷市稲荷町
5			建築物・住宅	大谷家住宅祠	深谷市稲荷町
6			工作物・住宅	大谷家住宅中門及び塀	深谷市稲荷町
7			工作物・住宅	大谷家住宅裏門及び塀	深谷市稲荷町
8			建築物・住宅	大谷家住宅櫓空庵	深谷市稲荷町
9			建築物・住宅	大谷家住宅米蔵	深谷市稲荷町
10	県指定	選定重要遺跡	城館跡	庁鼻和城跡	深谷市国済寺
11		指定旧跡	旧跡	上杉憲英墓	深谷市国済寺 521
12		記念物	史跡	人見館跡	深谷市人見 1515
13		記念物	史跡	桜ヶ丘組石遺跡	深谷市緑ヶ丘 214-5
14		有形文化財	彫刻	木造峻翁令山像	深谷市国済寺 521-1
15	深谷市指定	有形文化財	建造物	国済寺黒門	深谷市国済寺 521
16		有形文化財	建造物	旧深谷宿常夜燈	深谷市田所町・稲荷町
17		有形文化財	建造物	国済寺三門	深谷市国済寺 521
18	熊谷市指定	指定記念物	天然記念物	榎	熊谷市拾六間 689
19		指定記念物	天然記念物	いちいがし	熊谷市拾六間 689
20		指定記念物	天然記念物	いぬ桜	熊谷市三ヶ尻
21		指定記念物	名勝	三尻観音山	熊谷市三ヶ尻

(資料：深谷市ホームページ、熊谷市ホームページ)

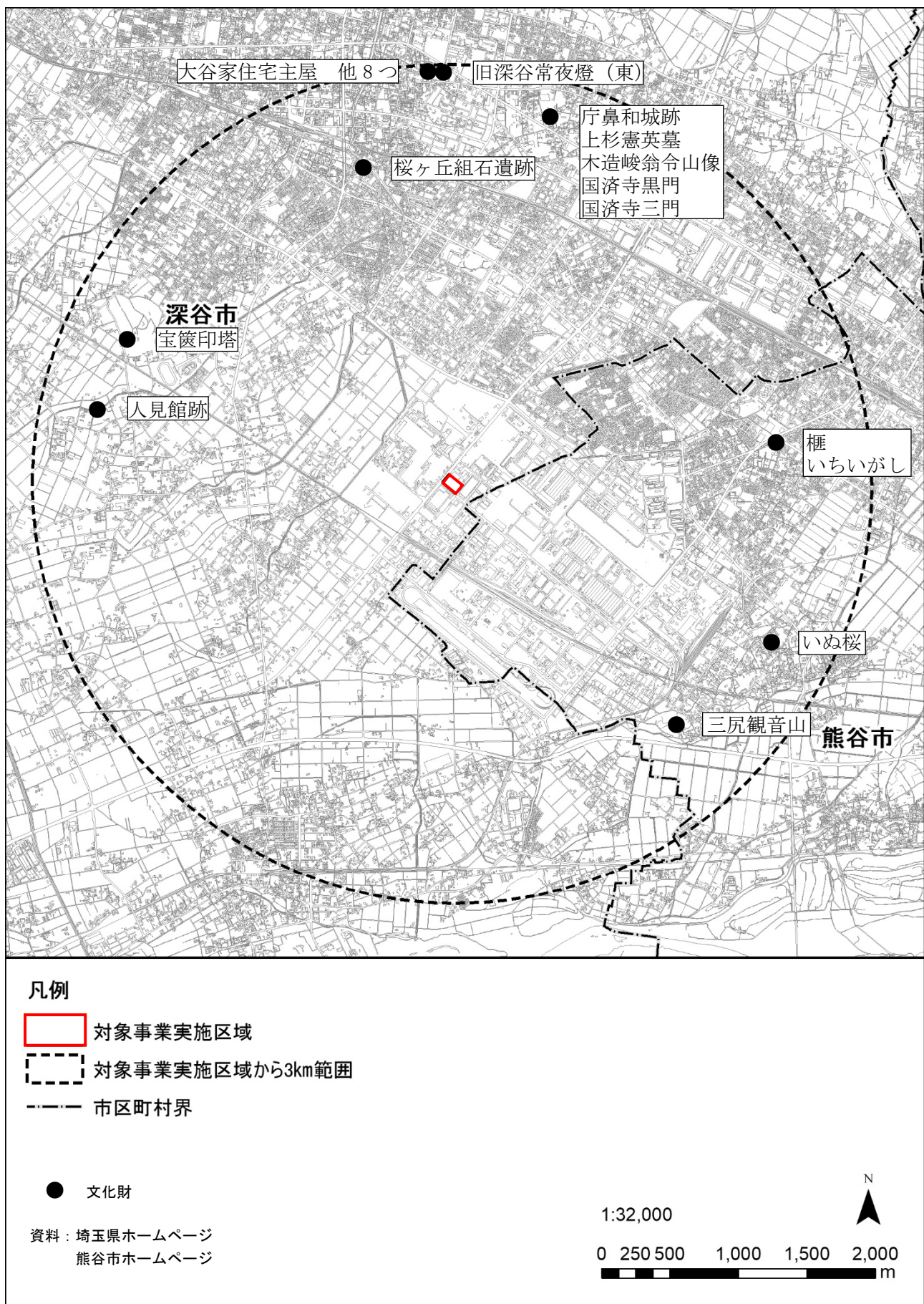


図 3-2-7-1 指定文化財等の状況

3-2-8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

調査範囲及びその周辺における地上 50cm（一部地上 1m を含む）の放射線量の測定結果を表 3-2-8-1 に、測定地点を図 3-2-8-1 に示す。

調査範囲及びその周辺の放射線量は、令和元年 8 月から令和 3 年 8 月まで、ほぼ横ばいで推移している。

環境省では、「放射性物質汚染対処特措法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づく汚染状況重点地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件を、毎時 0.23 μ Sv 以上の地域であることとしている。

この基準と比較すると、令和元年 8 月から令和 3 年 8 月における調査範囲及びその周辺で測定された放射線量は基準より低い値で推移している。

表 3-2-8-1 放射線量の測定結果

市名	No.	測定地点	放射線量測定結果（ μ Sv/h）				
			令和元年度		令和 2 年		令和 3 年
			8 月	2 月	8 月	2 月	8 月
深谷市	1	上柴西幼稚園	0.037	0.040	0.044	0.042	0.041
	2	桜ヶ丘幼稚園	0.035	0.046	0.054	0.039	0.056
	3	幡羅幼稚園	0.036	0.032	0.031	0.036	－
	4	藤沢幼稚園	0.080	0.082	0.078	0.081	0.070
	5	常盤小学校	0.029	0.037	0.033	0.029	0.028
	6	桜ヶ丘小学校	0.061	0.055	0.045	0.035	0.070
	7	幡羅小学校	0.036	0.032	0.031	0.036	0.026
	8	上柴西小学校	0.044	0.056	0.055	0.053	0.052
	9	上柴東小学校	0.021	0.025	0.023	0.028	0.024
	10	川本北小学校	0.043	0.049	0.043	0.040	0.050
	11	藤沢小学校	0.040	0.040	0.040	0.041	0.046
	12	幡羅中学校	0.028	0.026	0.032	0.036	0.033
	13	上柴中学校	0.034	0.032	0.034	0.032	0.034
	14	藤沢中学校	0.044	0.035	0.035	0.043	0.035
熊谷市	15	籠原小学校	0.033	0.037	0.034	0.039	0.039
	16	三尻小学校	0.025	0.025	0.025	0.026	0.026
	17	三尻中学校	0.038	0.033	0.044	0.038	0.044

（資料：深谷市ホームページ、熊谷市ホームページ）

12, 13, 14, 17 は地上 1m、それ以外の地点は地上 50cm で測定

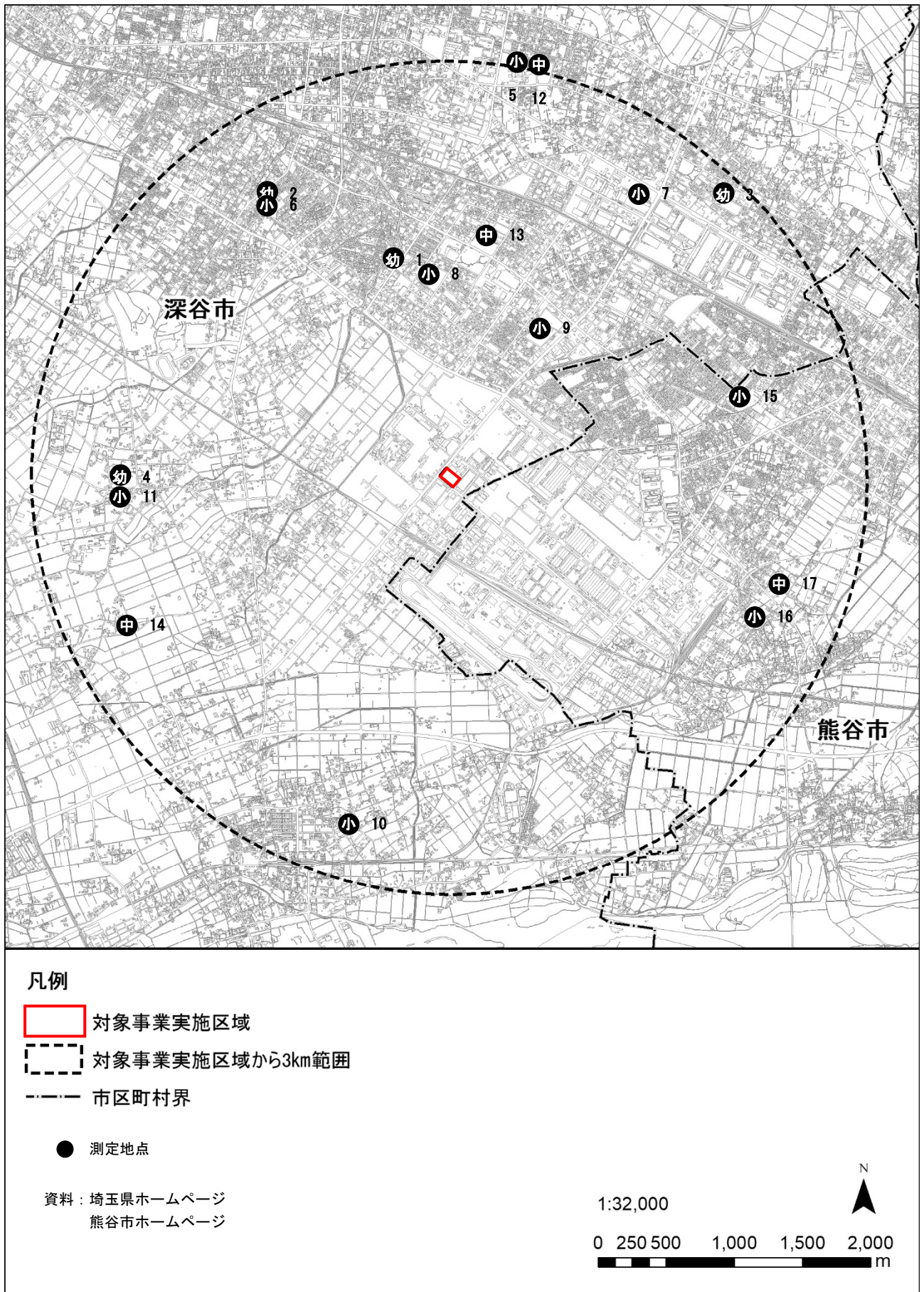


図 3-2-8-1 放射線量測定地点図

3-2-9 その他環境等への負荷の状況

1. 温室効果ガス

関係市における平成 28 年度の二酸化炭素排出量を表 3-2-9-1 に、対象事業実施区域の位置する深谷市における二酸化炭素排出量の経年変化を図 3-2-9-1 に示す。

平成 28 年度の二酸化炭素排出量は、深谷市、熊谷市とも産業部門の割合が最も高く、次いで、運輸部門、家庭部門となっている。

対象事業実施区域の位置する深谷市の業務部門、業務部門、運輸部門及び廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成 19 年度から平成 28 年度においてほぼ横ばいで推移している。産業部門は平成 21 年度からの平成 23 年度まで増加傾向で推移したが、その後は減少傾向となっている。

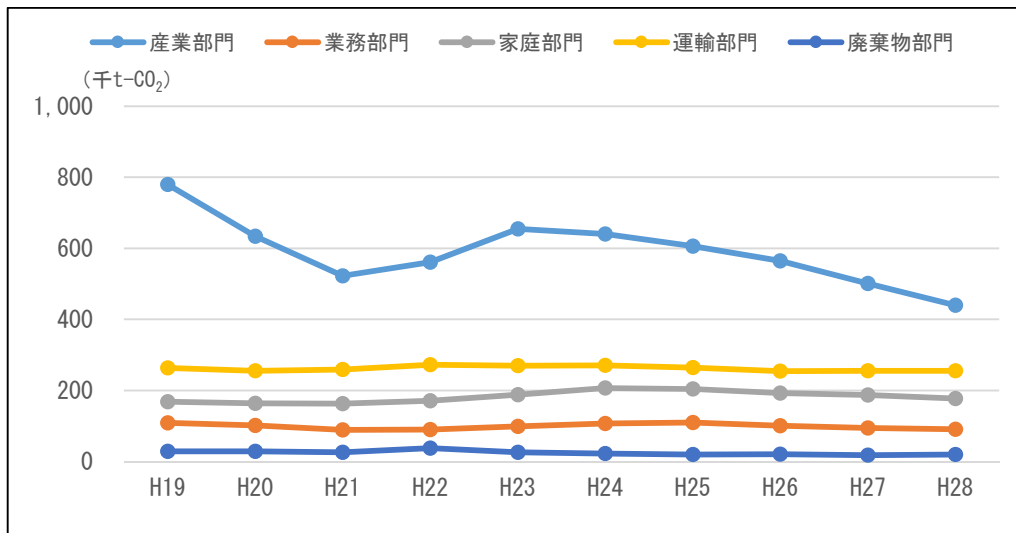
家庭部門はやや増加している。

表 3-2-9-1 二酸化炭素排出量（平成 28 年度）

市名	区分	排出量	
		千 t-CO ₂	%
深谷市	産業部門	440.0	44.8
	業務部門	91.1	9.3
	家庭部門	176.9	18.0
	運輸部門	255.3	26.0
	廃棄物部門	19.7	2.0
	工業プロセス	0	0
	合計	983.0	100
熊谷市	産業部門	1237.6	44.1
	業務部門	161.9	5.8
	家庭部門	250.8	8.9
	運輸部門	346.2	12.3
	廃棄物部門	28.3	1.0
	工業プロセス	780.6	27.8
	合計	2805.3	100

（資料：市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度）

端数処理を行っているため、排出量の合計が 100%にならない場合がある。



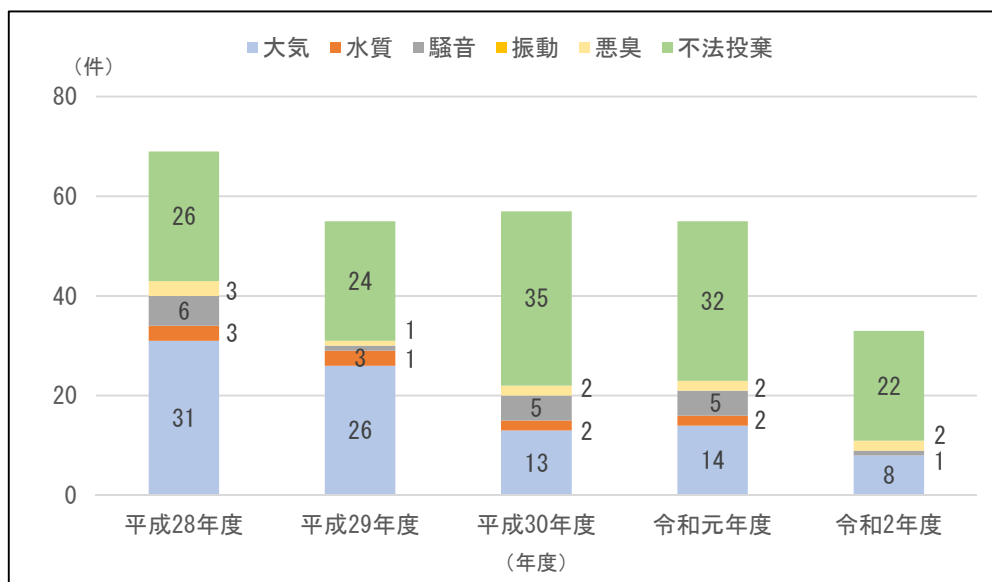
(資料：市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度)

図 3-2-9-1 深谷市における二酸化炭素排出量の経年変化

2. 公害苦情

対象事業実施区域の位置する深谷市における平成 28 年度から令和 2 年度の公害に関する苦情件数の推移を、図 3-2-9-2 に示す。

平成 28 年度からの経年変化は、各項目ともにおおむね減少傾向にあり、特に大気の苦情件数は、平成 28 年度の 31 件に対し、令和 2 年度は 8 件と大きく減少した。



(資料：深谷市の環境)

図 3-2-9-2 深谷市の公害苦情件数の推移